

第3次 うきは市

男女共同参画

基本計画

令和8年度 - 令和17年度

一人ひとりが いきいきと輝き
つながり 認め合う うきは



はじめに

近年、少子高齢化や人口減少に加え、就労形態の多様化、ジェンダー平等の実現に向けた国際的合意の形成、働き方改革の推進など、私たちを取り巻く情勢は大きく変動しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会や経済に影響を与え、暮らしや働き方、社会経済活動を見直すきっかけになりました。



うきは市は、平成18年6月に「うきは市男女共同参画推進条例」を施行し、その後、平成19年に「うきは市男女共同参画基本計画」、平成28年に「第2次うきは市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策に取り組んでまいりました。

本市が実施した市民意識調査を経年でみると、「男は仕事、女は家庭」という考え方、固定的性別役割分担意識は解消しつつあります。しかしながら、依然として生活の様々な場で男性中心の社会認識があり、男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりは根強く残っている状況です。また、DVにおける身体的暴力、精神的暴力や経済的暴力など男女間の暴力の深刻化や、女性の様々な分野への参画や就業など、多くの課題が残されています。

このたび、国・県の動向や本市の現状を踏まえ、改正DV防止法、女性活躍推進法、また困難女性支援法に基づく市の基本計画を盛り込んだ「第3次うきは市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、全ての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思で個性と能力を十分に発揮できる社会にするため、関係機関と連携を更に深め、市民の皆様と一緒に、一人ひとりがいきいきと輝けるまちにする取組を進めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案を賜りました「うきは市男女共同参画審議会」の委員の皆様をはじめ、意識調査やパブリック・コメント等、ご協力いただいた市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和8年3月

うきは市長 権藤英樹

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	5
5 計画策定の背景	6
(1) 世界の動き	6
(2) 国の動き	7
(3) 福岡県の動き	9
(4) うきは市の動き	10

第2章 うきは市の男女共同参画の現状

1 人口・人口動態等の現状	13
(1) 総人口及び年齢区分別人口の推移	13
(2) 家族類型別一般世帯数の推移	14
2 雇用・就労の現状	15
(1) 女性の年齢階級別労働力率の推移	15
(2) 子どもがいる夫婦の共働き世帯の推移	16
(3) 雇用者の従業上の地位	17
3 市民意識調査結果からみた現状	18
(1) 固定的性別役割分担意識について	18
(2) 家庭における男女共同参画について	20
(3) 地域活動への女性の参画について	22
(4) 女性が職業をもつことについて	24
(5) 女性への暴力について	24
4 事業所調査結果からみた現状	26
(1) 雇用状況と管理職割合	26
(2) 女性従業員活用の取組	26
(3) ワーク・ライフ・バランスの取組	28

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念	31
2 計画の基本目標	32
3 計画の体系	34
4 本計画とSDGsとの関連性	35

第4章 施策の展開

1 重点的な取組	39
2 施策の展開	41
基本目標1 男女共同参画社会を推進する意識づくり	41
基本的施策1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進	41
基本的施策2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	44
基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり	46
基本的施策1 女性の就労支援	46
基本的施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進	48
基本的施策3 子育て、介護と就労との両立支援	49
基本的施策4 農業者・商工業者等への支援	51
基本目標3 男女ともに参画し支え合うまちづくり	52
基本的施策1 政策・方針決定過程の場への女性参画の推進	52
基本的施策2 地域における男女共同参画の推進	54
基本的施策3 防災・災害対策における男女共同参画の推進	56
基本目標4 誰もが安心して暮らせる社会づくり	58
基本的施策1 あらゆる暴力の根絶に向けた取組	58
基本的施策2 DV相談体制と被害者保護及び支援の充実	61
基本的施策3 生涯を通じた健康支援	63
基本的施策4 様々な困難を抱える女性等への支援	65
3 計画の成果指標	66

第5章 計画の推進

1 推進体制の充実	69
2 市民や関係団体との協働	70
3 特定事業主行動計画の推進	70
4 計画の進行管理	71

資料編

1 うきは市男女共同参画推進条例	75
2 うきは市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例	79
3 うきは市男女共同参画審議会規則	80
4 諮問書	82
5 答申書	83
6 うきは市男女共同参画審議会委員名簿	84
7 うきは市男女共同参画基本計画策定の経過	85

8 計画策定の経過(審議会委員ワークショップ).....	87
9 関連法	
(1)男女共同参画社会基本法	91
(2)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	94
(3)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	103
(4)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	110
10 用語解説.....	114

※本文中に(※)がついている言葉は、巻末の「用語解説」で説明しています。

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制
- 5 計画策定の背景

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」(以下、基本法という。)が施行され、男女共同参画社会[※]を実現するための基本理念、および国、国民、地方公共団体の責務が明らかにされました。男女共同参画社会とは、すべての人が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。

国においては、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約[※]」(以下「女子差別撤廃条約」という。)に基づいて国際的な動きと連動しながら、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律[※]」(以下「男女雇用機会均等法」という。)や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)、[※]「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)の制定・改正など、男女共同参画に向けた取組を推進してきました。また、令和6年(2024年)に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「女性支援新法」という。)が制定され、新たな課題への対応も進められているところです。

本市においても、平成18年(2006年)6月に「うきは市男女共同参画推進条例」(以下「市条例」という)を制定、平成19年(2007年)3月に、市条例第11条の定めにより「うきは市男女共同参画基本計画」(以下、「第1次計画」という。)を策定し、平成28年(2016年)には「第2次うきは市男女共同参画基本計画」(以下、「第2次計画」という。)を策定し、すべての人が自らの意思で多様な生き方を実感できる男女共同参画社会に向けて、総合的・計画的に取組を推進してきました。

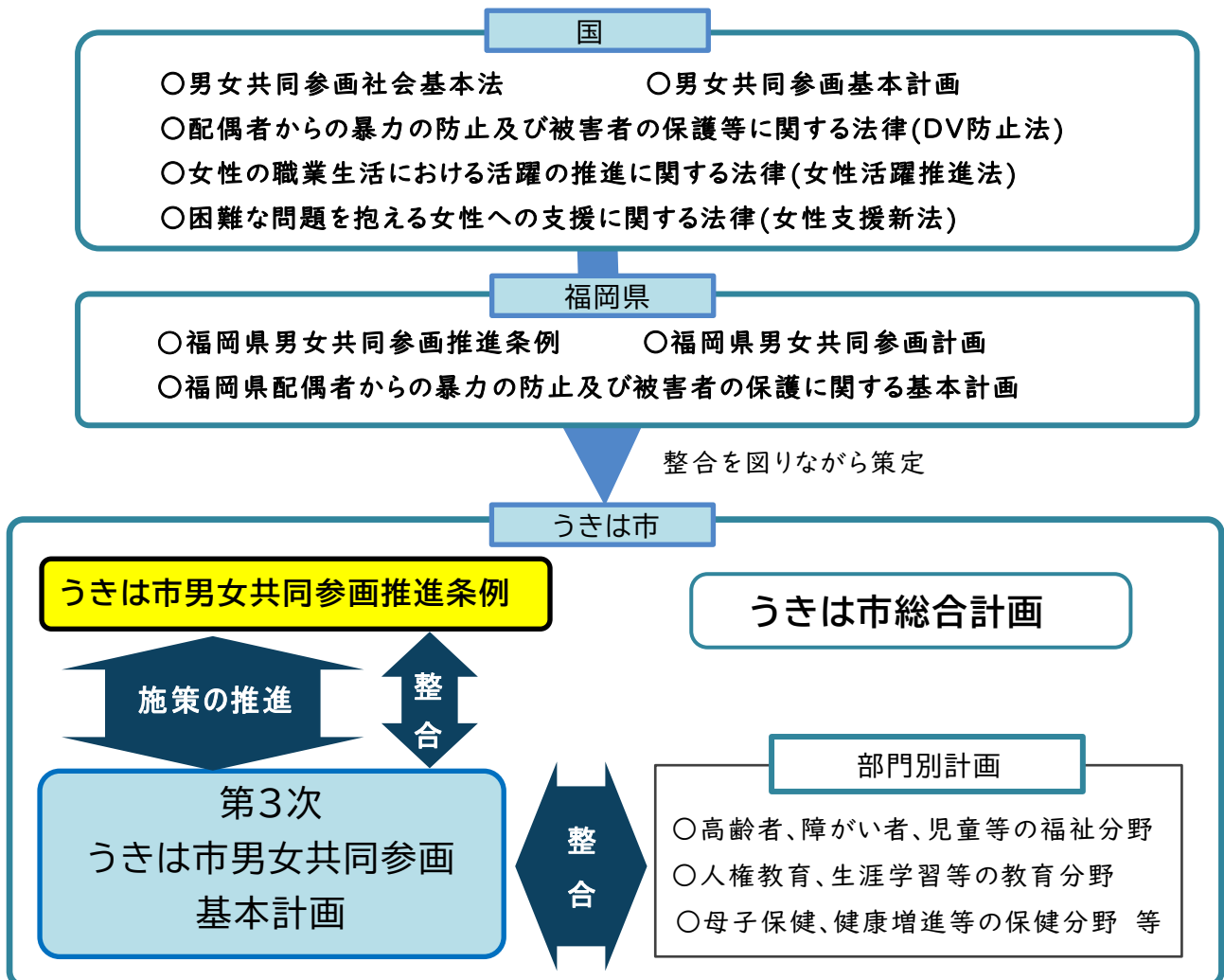
令和6年(2024年)実施した市民意識調査によれば、固定的な性別役割分担意識について『同感しない』人がこの10年間で増加しており、性別役割分担意識は解消されている傾向がみられます。しかしながら、家庭や政治、社会通念、慣習、しきたり、地域活動等多くの場において女性は男性より不平等であると感じており、無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス[※])に基づく社会慣行・慣習は依然として根強い状況です。また、政策・方針決定過程への女性の参画はいまだ不十分な状況となっています。本市において、男女共同参画社会の実現に向けては、多くの課題が残されているといえます。

今後の活力あるまちづくりのためには、性別に関わりなく、地域や暮らしの中でさまざまな人が力を合わせる必要があります。このような状況を受けて、国や県の方針を踏まえ、これまでの取組の成果、および市民の意識及び社会経済状況の変化等を反映した、「第3次うきは市男女共同参画基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、うきは市における男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に推進していくための基本的な取組や施策を明らかにするものです。

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として、また、「うきは市男女共同参画推進条例」の第11条に基づき、男女共同参画に関する施策を推進する計画として、条例の基本理念や責務などを踏まえて策定しています。
- (2) 本計画は、「DV防止法」の第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として、また、「女性活躍推進法」の第6条第2項に基づく「市町村基本計画」として、それぞれ位置づけます。さらに「女性支援新法」の第8条第3項に基づき、困難な問題を抱える女性支援のための市町村基本計画として位置付けます。
- (3) 本計画は、本市の最上位計画である「第3次うきは市総合計画」における男女共同参画推進に関する分野別計画として、施策の推進にあたっては総合計画や他の関連計画との整合性を図るものです。また、SDGs*の理念を踏まえて取り組むものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。毎年、計画の推進状況について把握し、点検しながら、社会経済情勢の変化や国の施策などの変化を踏まえて、最終年度である令和17年度（2035年度）に見直しを行います。

4 計画の策定体制

（1）うきは市男女共同参画審議会等における検討

本計画の策定にあたっては、総合的な観点からの検討及び市民参画による計画づくりが必要であるため、関係団体等の代表から構成されるうきは市男女共同参画審議会、庁内の策定委員会及び検討委員会において、男女共同参画推進の課題や今後の施策について協議しました。

（2）うきは市男女共同参画推進に関する市民意識調査等の実施

本計画の策定にあたり、市民、事業所を対象とした調査を実施し、男女共同参画に対する考え方や意識等の実態を把握し、計画における施策検討のための基礎資料としました。

■市民意識調査等の配布・回収状況

調査の種類	調査対象	調査対象数 (配布数)	回収数	回収率
うきは市男女共同参画推進に関する市民意識調査	うきは市に居住する 18歳以上の市民	2,000	755	37.8%
うきは市男女共同参画推進に関する事業所調査	うきは市内事業所	200	69	34.5%

（3）市民意見の反映

市民や地域の意見を本計画に広く反映するため、計画案をホームページ等で公開しパブリック・コメントを実施しました。

5 計画策定の背景

(1) 世界の動き

年	内 容
昭和 50 年 (1975年)	国連はこの年を「国際婦人年」とし、同年、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)」において「世界行動計画」が採択されました。国連は、昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)までの10年間に「国連婦人の10年」と定め、女性差別撤廃のための積極的な活動の展開期間と位置づけました。
昭和 54 年 (1979年)	「女子差別撤廃条約」が採択され、「人権尊重」と「男女の権利の平等」の理念が再確認されました。
昭和 55 年 (1980年)	「国連婦人の10年中間年世界会議(第2回世界女性会議)」(コペンハーゲン)において、「国連婦人の10年後半期行動プログラム」が採択され、女子差別撤廃条約の署名式が行われました。
昭和60年 (1985年)	「国連婦人の10年最終年世界会議(第3回世界女性会議)」(ナイロビ)において10年間の取組の成果の検討と評価が行われ、平成12年(2000年)に向けてのガイドラインとして「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
平成5年 (1993年)	国連の国際人権会議において、「女性の権利は人権である」と明記した「ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。また、第48回国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、前文に女性への暴力は人権侵害であることが明記されました。
平成6年 (1994年)	国連の国際人口・開発会議において、リプロダクティブ・ヘルス&ライツ※を女性の権利と位置つけた20年間の「行動計画」が採択されました。
平成7年 (1995年)	「第4回世界女性会議」(北京)において、平成12年(2000年)に向けて取り組むべき優先課題が盛り込まれた「北京宣言及び行動綱領※」が採択されました。
平成12年 (2000年)	ニューヨーク国連本部で「女性2000年会議」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向けた決意を表明する「政治宣言」と、行動綱領のさらなる実践促進を盛り込んだ「成果文書(更なる行動とイニシアティブに関する文書)」が採択されました。
平成17年 (2005年)	「北京宣言及び行動綱領」「成果文書」の評価・見直しのための「国連婦人の地位委員会(北京+10)」が開催され、これらの完全実施に向けて一層の取組を国際社会に求める「宣言」が採択されました。
平成22年 (2010年)	「国連婦人の地位委員会(北京+15)」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」や女性2000年会議「成果文書」の実施状況が協議され、一層の取組を求める宣言が採択されました。

平成23年 (2011年)	国連の既存のジェンダー*関連4機関が統合され、「ジェンダー平等と女性のエンパワメント*のための国連機関 (UN Women*)」として発足しました。
平成27年 (2015年)	「国連婦人の地位委員会 (北京+20)」において、「北京宣言及び行動綱領」と「成果文書」の評価が行われました。また、国連サミットにおいて、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う」との目標を含む「持続可能な開発目標」(SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。
令和2年 (2020年)	国連は各国政府に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎ早期に景気を回復するためには、ジェンダー平等と女性のエンパワメントが必要不可欠であり、女性と女児を感染症への対応の中心に据えるよう要請しました。
令和5年 (2023年)	日本が議長国を務めた「G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」において、新型コロナウイルス感染拡大の女性への影響を踏まえ、男女間の賃金格差是正のための柔軟な働き方や公平で透明な給与制度の推進や、性別に基づく役割分担意識などの変革の必要性を強調した共同声明が発表されました。

(2) 国の動き

年	内 容
昭和50年 (1975年)	「世界行動計画」を受け、「婦人問題企画推進本部」が設置されました。
昭和52年 (1977年)	「世界行動計画」および婦人問題企画推進会議の意見を踏まえ、「国内行動計画」が策定されました。
昭和60年 (1985年)	「男女雇用機会均等法」の制定をはじめとする法律・制度の整備が行われ、「女子差別撤廃条約」を批准しました。
昭和62・ 平成3年 (1987・ 1991年)	「ナイロビ将来戦略」や女子差別撤廃条約批准を受け、昭和62年(1987年)に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。平成3年(1991年)に計画の見直しが行われ「男女共同参画型社会の形成」をめざし、積極的な施策が推進されることになりました。
平成6年 (1994年)	「婦人問題企画推進本部」が「男女共同参画推進本部」に改められ、総理府に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」が設置されました。
平成8年 (1996年)	「北京宣言」及び「行動綱領」を受けて、「男女共同参画2000年プラン」が策定され、法令に基づく審議会の設置と基本法の制定が盛り込まれました。
平成11年 (1999年)	男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

平成 12 年 (2000 年)	「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画に関する初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。
平成 13 年 (2001 年)	内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置されました。また、「DV 防止法」が施行されました。
平成 17 年 (2005 年)	「北京+10」世界閣僚級会合の成果等を踏まえ、「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。
平成 22 年 (2010 年)	「男性、子どもにとっての男女共同参画」などの新たな重点分野を設けた「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。
平成 27 年 (2015 年)	「あらゆる分野における女性の活躍」などを強調する「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。また、「女性活躍推進法」が公布されました(平成28年(2016年)完全施行)。
平成 30 年 (2018年)	衆議院、参議院及び地方公共団体の議会の議員選挙で、男女の候補者ができる限り同数となることをめざすなどとした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。
令和2年 (2020年)	ジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策に反映し、政府機関、民間企業、市民社会などが連携して一層の取組を進めることや、新型コロナウイルス感染の拡大で顕在化した女性を巡る諸課題などへの対応を盛り込んだ「第5次男女共同参画基本計画」(以下「第5次計画」という。)が閣議決定されました。
令和4年 (2022年)	「DV 防止法」は、加害者のつきまといなどを禁止する「保護命令」の要件に身体的暴力だけでなく言葉や態度による精神的な暴力が加えられ、違反した加害者への罰則も強化されました。また、経済的困窮やDV被害・性暴力被害など、女性をめぐる課題が複雑化、複合化している状況に対応するため、女性の福祉や権利擁護を図る「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布されました。
令和5年 (2023年)	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布されました。
令和6年 (2024年)	女子差別撤廃条約の実施状況を審査する国連の女子差別撤廃委員会(CEDAW)から、平成28年(2016年)以来6回目の勧告を受け、男女差別の解消と平等が依然として実現できていない日本の状況を改善し条約の理念を尊重することが求められました。
令和7年 (2025年)	「女性版骨太の方針2025(女性活躍・男女共同参画の重点方針2025)」が閣議決定され、「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」「全ての人々が希望に応じて働くことができる環境づくり」「あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大」「個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現」「女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化」が重点事項として掲げられました。また、「第6次男女共同参画基本計画」(以下「第6次計画」という。)の策定が進められています。

(3) 福岡県の動き

年	内 容
昭和53・54年 (1978・ 1979年)	国際社会の動きや国の施策に対応し、昭和53年(1978年)「婦人関係行政推進会議」と「福岡県婦人問題懇話会」が、昭和54年(1979年)には「婦人対策室」が設置されました。
昭和55年 (1980年)	総合的な施策を推進するために「婦人問題解決のための福岡県行動計画」が策定されました。
昭和61年 (1986年)	「第2次福岡県行動計画」が策定されるとともに、「婦人対策室」が「婦人対策課」に組織的に改編されました。
平成8年 (1996年)	「第3次福岡県行動計画」が策定され、拠点施設として「福岡県女性総合センター」(現「福岡県男女共同参画推進センターあすばる」)が開館しました。
平成13年 (2001年)	「男女の人権の尊重」「個人としての能力発揮の機会の確保」「あらゆる分野における対等な構成員としての参画の機会の確保」を基本理念とする「福岡県男女共同参画推進条例」が制定されました。
平成14年 (2002年)	「福岡県男女共同参画推進条例」に基づき、「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。
平成18年 (2006年)	「第2次福岡県男女共同参画計画」「福岡県配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。
平成23年 (2011年)	「第3次福岡県男女共同参画計画」「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定されました。
平成28年 (2016年)	「第4次福岡県男女共同参画計画」「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定されました。
平成31年 (2019年)	「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例※」(以下「福岡県性暴力根絶条例」という。)が公布されました。条例に基づき、性暴力対策アドバイザーによる啓発授業を小学校から実施するなど全国に先駆けた取組が開始されました。
令和3年 (2021年)	「第5次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。
令和6年 (2024年)	女性支援新法に基づき、DVや性暴力などに起因した困難を抱える女性への支援策に関する基本的な事項を定めた「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を策定し、関係機関や市町村との連携を進めようとしています。
令和7年 (2025年)	「あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会の実現」「誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」「ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進」を柱とする「第6次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。

(4) うきは市の動き

年	内 容
平成17年 (2005年)	浮羽郡の浮羽町と吉井町の合併により「うきは市」が誕生しました。
平成18年 (2006年)	「うきは市男女共同参画推進条例」を制定しました。
平成19年 (2007年)	「うきは市男女共同参画推進条例」に基づき、「うきは市男女共同参画基本計画」を策定しました。
平成22年 (2010年)	福岡県男女共同参画センターあすばるの男女共同参画地域づくり事業で、「20年後のうきは市は!」と題し発表しました。
平成23年 (2011年)	市での男女共同参画活動の拠点となるよう「うきは市男女共同参画センター」を設置しました。
平成27年 (2015年)	「うきは市男女共同参画推進に関する市民意識調査」を20歳以上の市民2,000人を対象に実施しました。
平成28年 (2016年)	「第2次うきは市男女共同参画基本計画」を策定しました。
令和6年 (2024年)	「うきは市男女共同参画推進に関する市民意識調査」を18歳以上の市民2,000人を対象に実施しました。
令和8年 (2026年)	「第3次うきは市男女共同参画基本計画」を策定しました。

第2章 うきは市の男女共同参画の現状

- 1 人口・人口動態等の現状
- 2 雇用・就労の現状
- 3 市民意識調査結果からみた現状
- 4 事業所調査結果からみた現状

第2章 うきは市の男女共同参画の現状

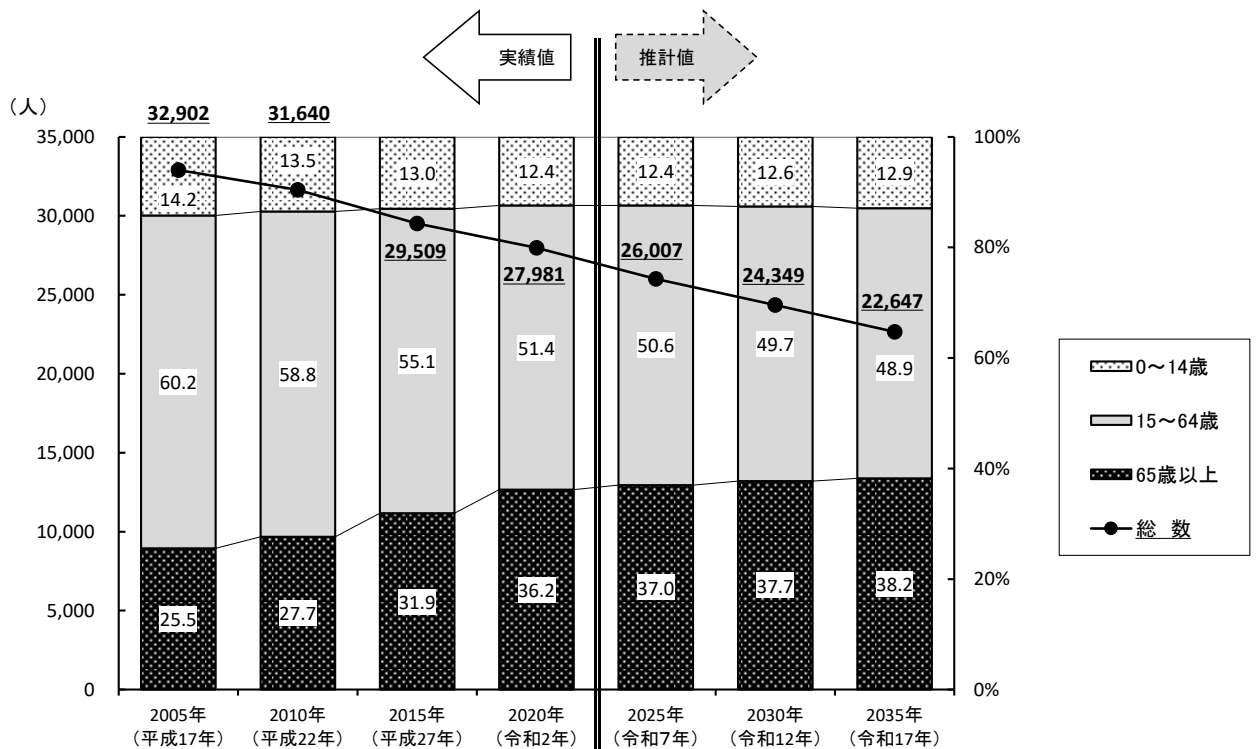
1 人口・人口動態等の現状

(1) 総人口及び年齢区分別人口の推移

本市の総人口は、平成17年(2005年)の32,902人から減少傾向を示しており、令和2年(2020年)には27,981人となっています。今後もこの減少傾向は続くと推計されており、令和17年(2035年)には22,647人と、約1万人減少すると見込まれています。

年齢3区分別の割合をみると、本市の老年人口(65歳以上)は平成17年(2005年)の25.5%から令和2年(2020年)には36.2%と増加し、さらに令和17年(2035年)には38.2%と4割近くまで増加すると推計されており、本市の高齢化が進行していくとみられます。一方、年少人口(0~14歳)は、令和2年(2020年)の12.4%からほぼ同程度で推移しており、令和17年(2035年)には12.9%になると推計されています。

図表2-1-1 年齢区分別人口割合の推移と将来推計



	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)
0~14歳	4,677	4,264	3,823	3,377	3,233	3,070	2,914
15~64歳	19,821	18,608	16,272	13,999	13,152	12,103	11,088
65歳以上	8,404	8,749	9,414	9,876	9,621	9,176	8,645
総人口	32,902	31,640	29,509	27,981	26,007	24,349	22,647

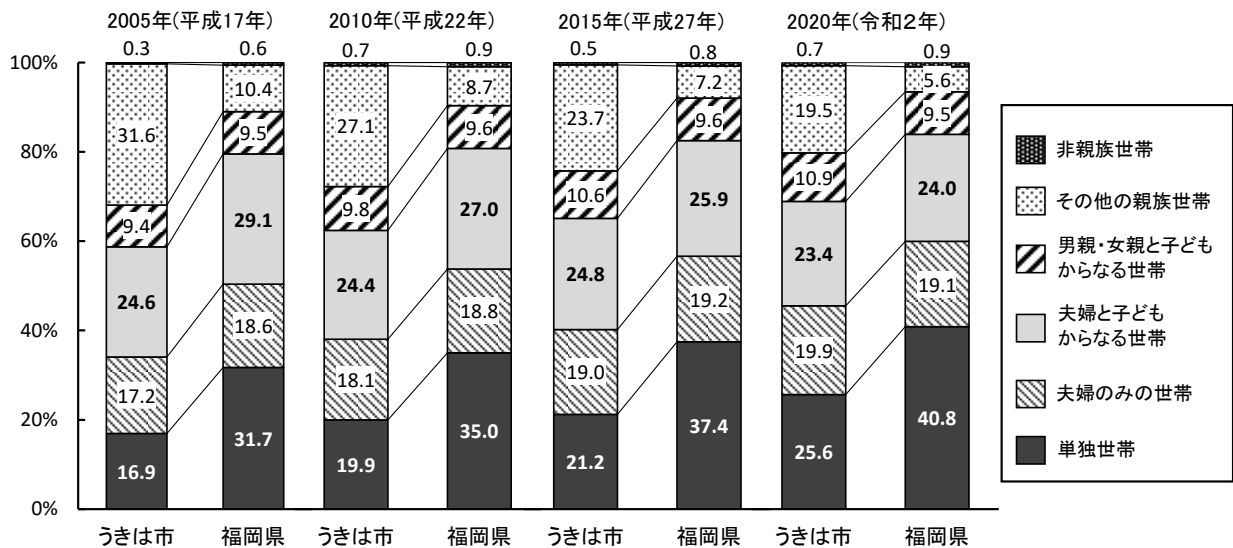
資料: 国勢調査(2005~2020年 総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない)
2025年、2030年、2035年は、第2期うきは市ルネッサンス戦略の人口ビジョンより

(2) 家族類型別一般世帯数の推移

本市の家族形態別の一般世帯数の割合をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」については平成17年(2005年)の24.6%から令和2年(2020年)まで同程度で推移し、減増が見られません。一方、「単独世帯」の割合は平成17年(2005年)の16.9%から令和2年(2020年)には25.6%と増加しています。また、三世代が同居する「その他の親族世帯」の割合は平成17年(2005年)の31.6%から減少し、令和2年(2020年)には19.5%となっています。

福岡県全体と比較すると、「夫婦と子どもからなる世帯」と「単独世帯」のどちらも福岡県より少なくなっており、本市では「その他の親族世帯」が福岡県に比べて多いという特徴があります。

図表2-1-2 家族類型別一般世帯数の推移(福岡県比較)



	2005年(平成17年)		2010年(平成22年)		2015年(平成27年)		2020年(令和2年)	
	うきは市	福岡県	うきは市	福岡県	うきは市	福岡県	うきは市	福岡県
総数	9,880	1,984,662	10,198	2,103,383	9,916	2,192,369	10,099	2,308,878
単独世帯	1,671	630,031	2,034	736,339	2,104	820,806	2,550	942,993
夫婦のみ世帯	1,696	369,671	1,846	394,489	1,884	420,249	1,979	440,763
夫婦と子どもからなる世帯	2,435	578,203	2,484	567,730	2,464	567,372	2,324	553,879
母子または父子家庭	925	188,084	1,002	201,217	1,056	209,529	1,084	219,324
その他の親族世帯	3,121	206,523	2,759	183,962	2,354	156,857	1,943	130,349
非親族世帯	32	12,150	71	19,646	54	17,556	71	21,570

※世帯の家族類型「不詳」除く

資料：各年国勢調査

※一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。

- 親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。
なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員など)がいる場合もここに含まれます。
- 非親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。
- 単独世帯：世帯人員が1人の世帯。

今回は、親族世帯を4区分し、全体で6区分類型としています。

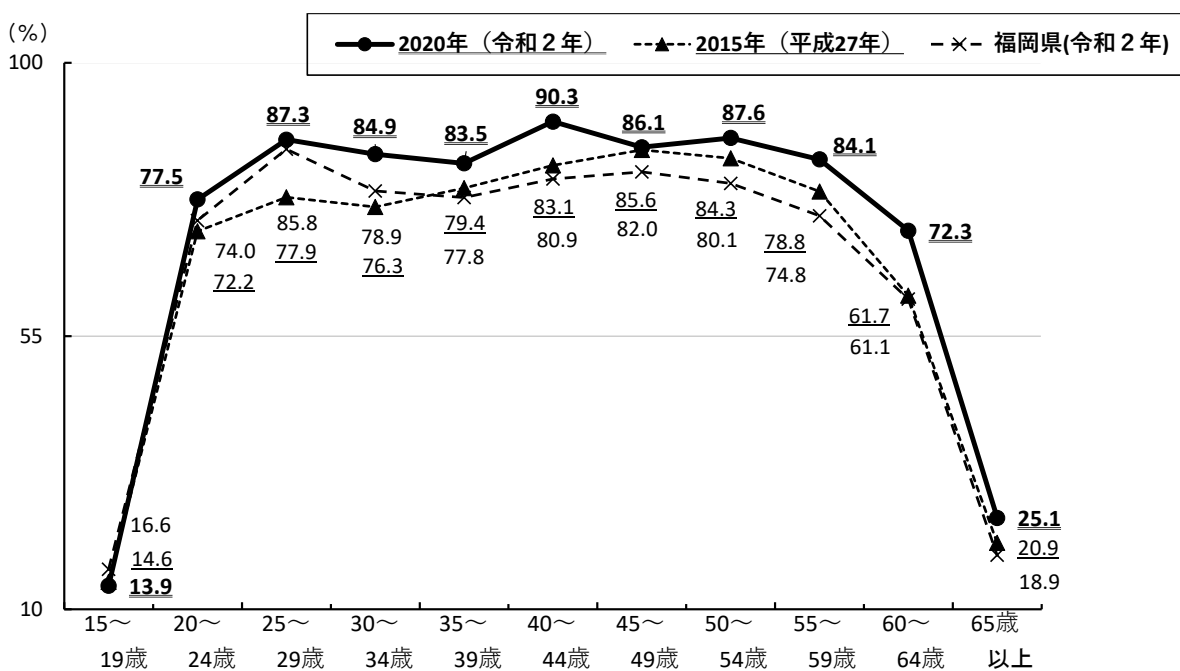
2 雇用・就労の現状

(1) 女性の年齢階級別労働力率の推移

令和2年(2020年)の本市における女性の年齢階級別労働力率をみると、25歳～29歳の87.3%、30～34歳では84.9%、35～39歳では83.5%と、結婚・出産期にも就労を継続する女性が8割を超えて高く、さらに40歳代のピークでは9割を超えています。

また、令和2年(2020年)の本市の労働力率は、福岡県全体の労働力率と比較しても、すべての年代で数値が上まわっており、本市では女性の労働力率が高いことがわかります。

図表2-2-1 女性の年齢階級別労働力率の推移(福岡県比較)



※「労働力率」は15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

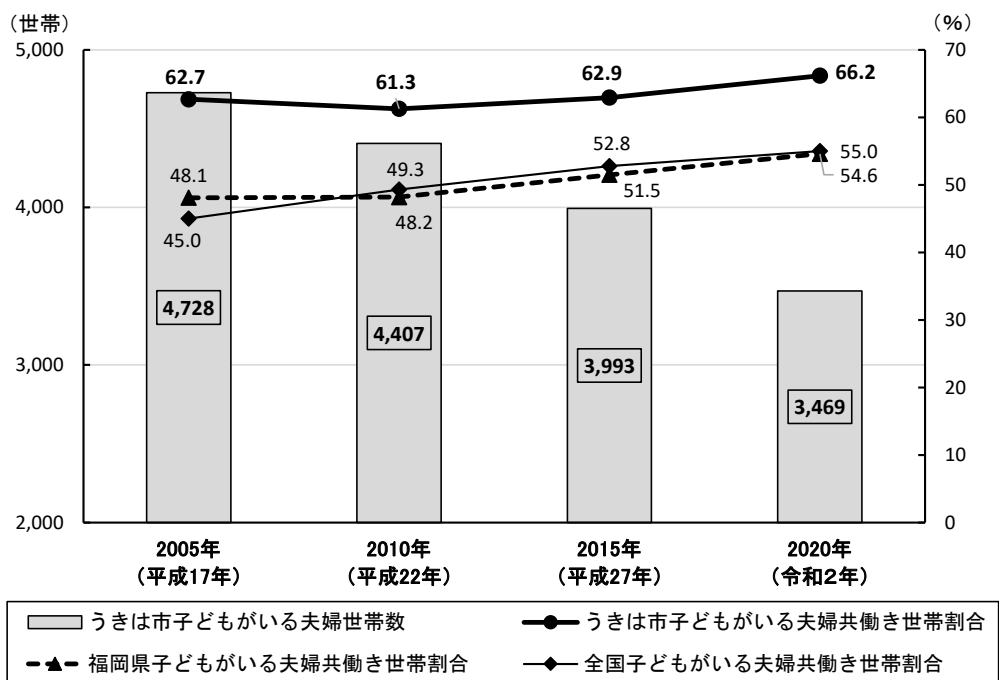
資料：国勢調査

(2) 子どもがいる夫婦の共働き世帯の推移

本市における子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移をみると、平成17年(2005年)の62.7%から徐々に増加し、令和2年(2020年)では66.2%と7割近くが子どもがいる共働き世帯となっています。

全国、福岡県と比較すると、全国、福岡県が5割前後で推移しているのに比べて本市では6割を超えて高い割合で推移しており、子どものいる共働き世帯が多いという特徴が顕著となっています。

図表2-2-2 子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移(全国、福岡県比較)



資料：国勢調査

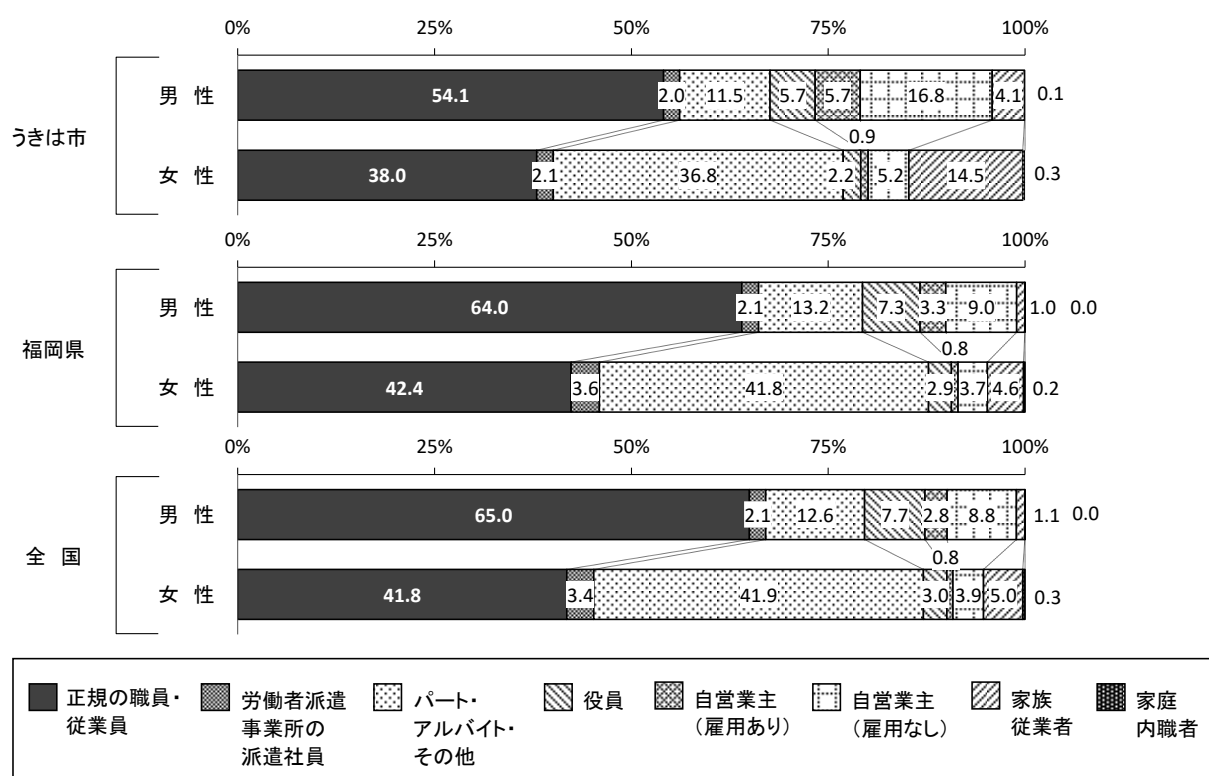
(3) 雇用者の従業上の地位

雇用者の従業上の地位を性別にみると、女性は男性に比べて正規の職員・従業員の割合が16.1ポイント低く、反対にパート・アルバイト・その他の割合は男性に比べて約25ポイント高くなっています。

全国、福岡県と比較すると、男性の正規の職員・従業員の割合が女性に比べて高く、女性のパート・アルバイト・その他の割合が高いという傾向は変わりません。

本市では、自営業主(雇用なし)の割合が男性では16.8%で、全国、福岡県に比べて高く、さらに、家族従業者の割合では女性は14.5%と、全国、福岡県より約10ポイント高くなっています。本市では、男女とも自営業で働く割合が高いという特徴があります。

図表2-2-3 雇用者の従業上の地位(全国、福岡県比較)



資料：2020年(令和2年)国勢調査

3 市民意識調査結果からみた現状

本計画策定のために、第2次計画で実施した男女共同参画に関わる事業の10年間の成果を検証するとともに、今後の男女共同参画推進の課題を把握することを目的として本調査を実施しました。

■調査の性格

- (1) 調査地域 うきは市全域
- (2) 調査対象者 18歳以上の男女2,000人
- (3) 有効回収数(率) 有効回収数 755 人(有効回収率 37.8%)
- (4) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送法、インターネットによる回答の併用
- (6) 調査期間 令和6年9月20日(金)~10月21日(月)

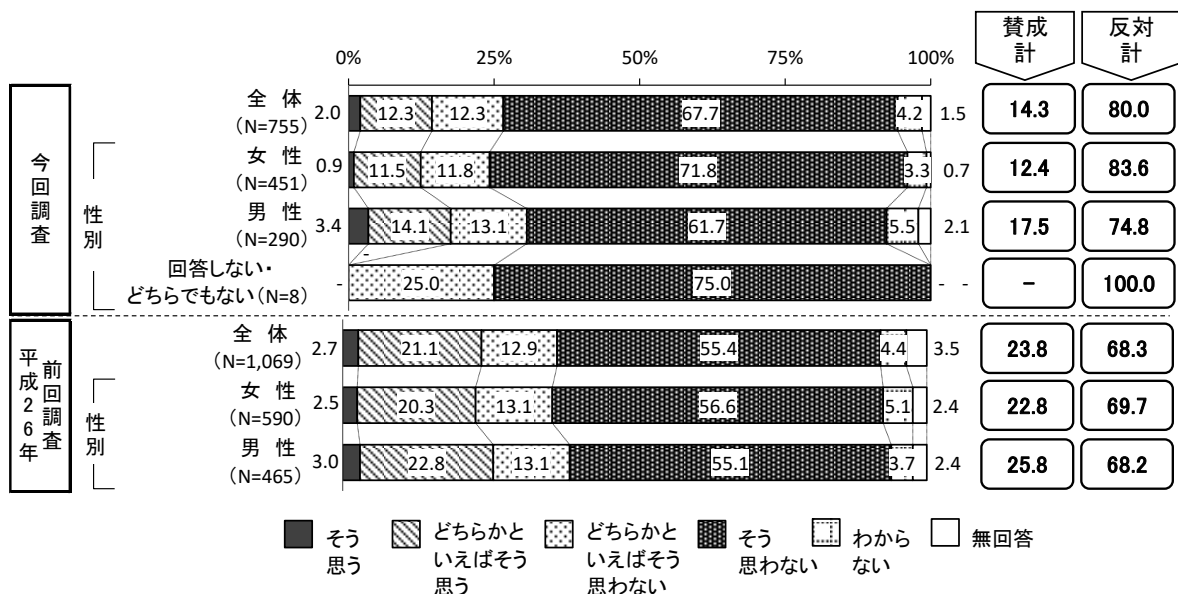
(1) 固定的性別役割分担意識について

①固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という、いわゆる性別役割分担意識について、全体では『反対』が約8割、『賛成』が1割台半ばと圧倒的に『反対』が高くなっています。

性別で見ると、女性の方が男性よりも『反対』が8.8ポイント高くなっています。前回調査と比べると、『反対』は女性では13.9ポイント、男性では6.6ポイント増加しており、女性の方が男性よりも増え方が大きく、性別による意識の差が広がっています。

図表2-3-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について[全体、性別](前回調査比較)



※ 『賛成』=「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」
『反対』=「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」

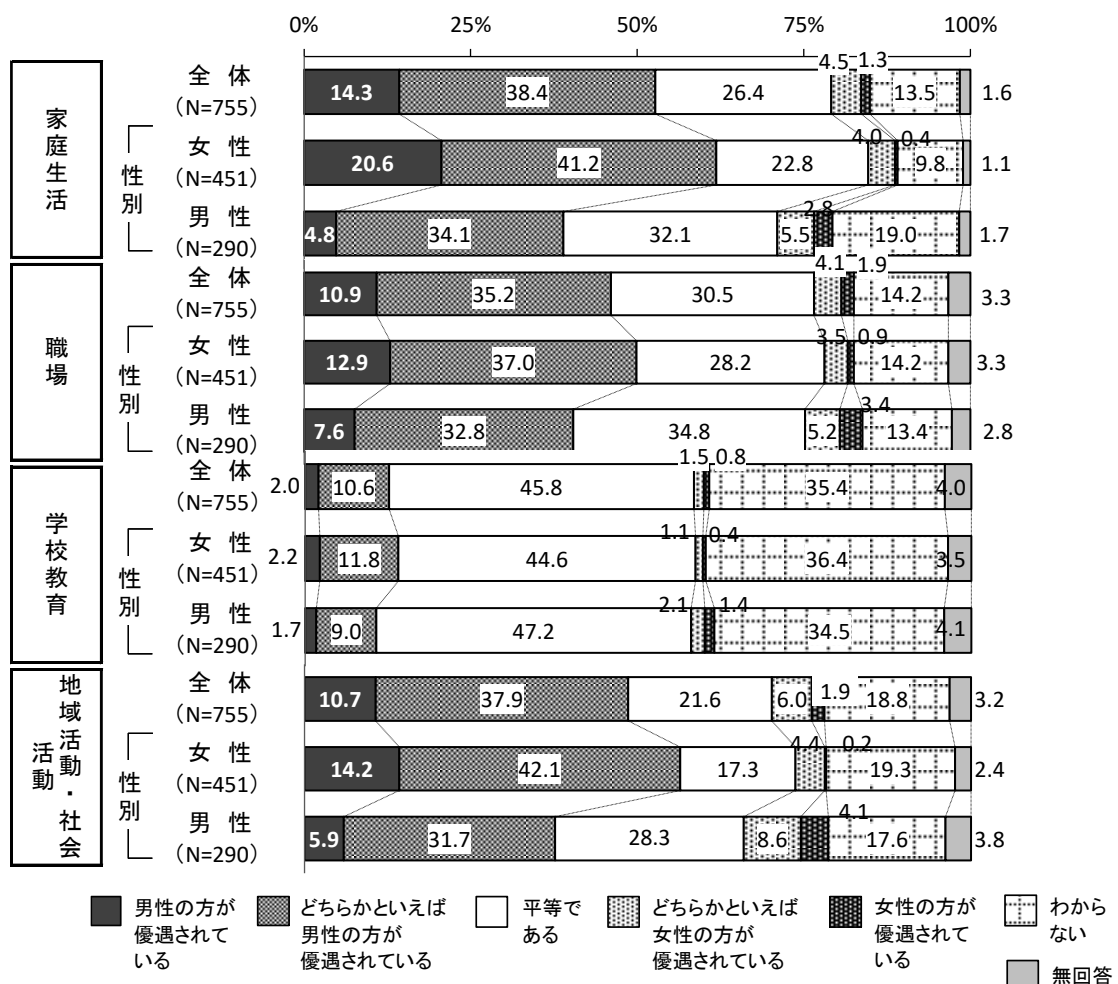
②男女の地位の平等感

男女の地位の平等感について『男性優遇』は「社会通念、慣習、しきたりなど」と「政治・経済活動の場」の2つの項目で高くなっていました。

性別にみると、すべての項目で『男性優遇』の割合は女性が男性を上回り、男女の地位については、女性の方に不平等感が強くなっています。性別による不平等感の違いが大きい項目は、「政治・経済活動の場」「法律や制度」でした。また、「地域活動・社会活動の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」でも女性の『男性優遇』とする割合は男性より高く、身近な場での女性の不平等感も高いといえます。

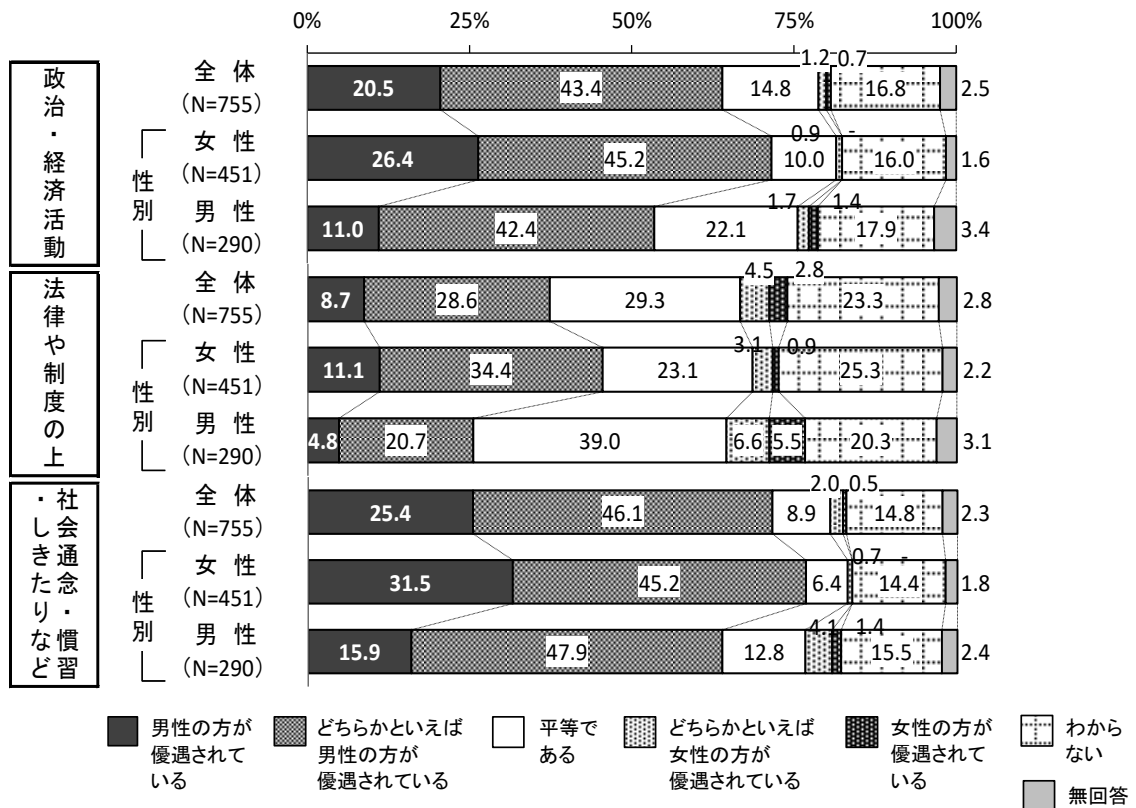
様々な場における男性を優遇するジェンダー構造は、「社会通念、慣習、しきたりなど」に支えられており、平等を推進するためには根深い社会通念や慣習を解消しなければならず、意識啓発が重要です。

図表2-3-2 男女地位の平等感[全体、性別]



注：『女性優遇』＝「女性の方が優遇されている」＋「どちらかといえば女性の方が優遇されている」
 『男性優遇』＝「男性の方が優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」

図表2-3-2 男女地位の平等感[全体、性別]



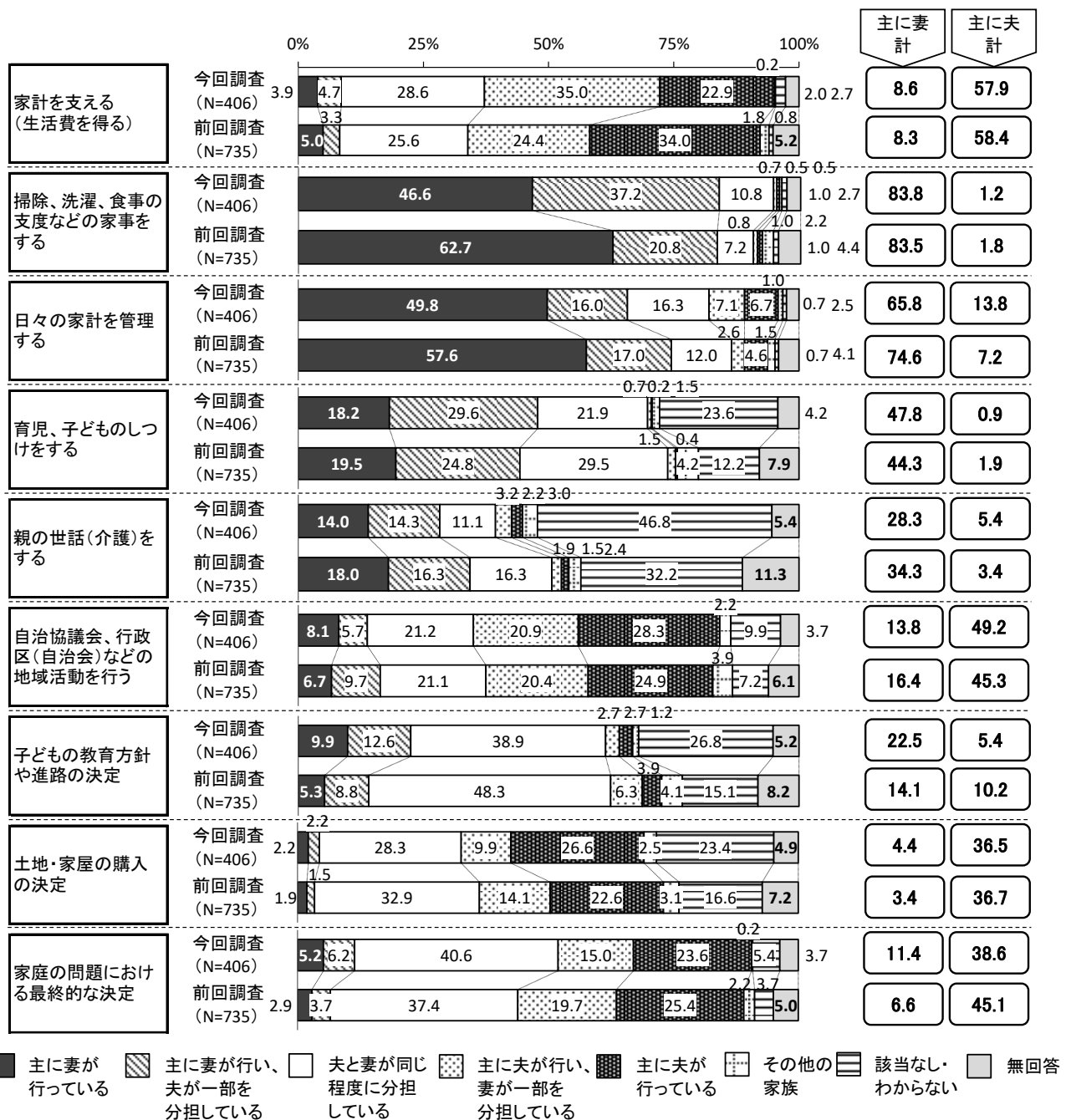
注：『女性優遇』＝「女性の方が優遇されている」＋「どちらかといえば女性の方が優遇されている」
 『男性優遇』＝「男性の方が優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」

(2) 家庭における男女共同参画について

家庭内の役割分担の状況については、『主に夫』の割合は「家計を支える(生活費を得る)」57.9%で高くなっています。一方、『主に妻』の割合は「掃除、洗濯、食事の支度などの家事をする」83.8%、「日々の家計を管理する」65.8%で高く、夫が稼ぎ、妻は家事という性別役割分担が行われている家庭内の実態が伺えました。

前回調査と比べると、「家計を支える(生活費を得る)」では「主に夫が行っている」が11.1ポイント低くなり、また、「掃除、洗濯、食事の支度などの家事」では「主に妻が行っている」の割合が16.1ポイント低くなり、「夫と妻が同じ程度に分担している」の割合は3.6ポイント増加しており、家庭内での性別役割分担の状況は10年前と比べて解消されてきている傾向が伺えます。

図表2-3-3 家庭内での役割分担[全体](前回調査比較)



※『主に夫』=「主に夫が行っている」+「主に夫が行い、妻が一部を分担している」

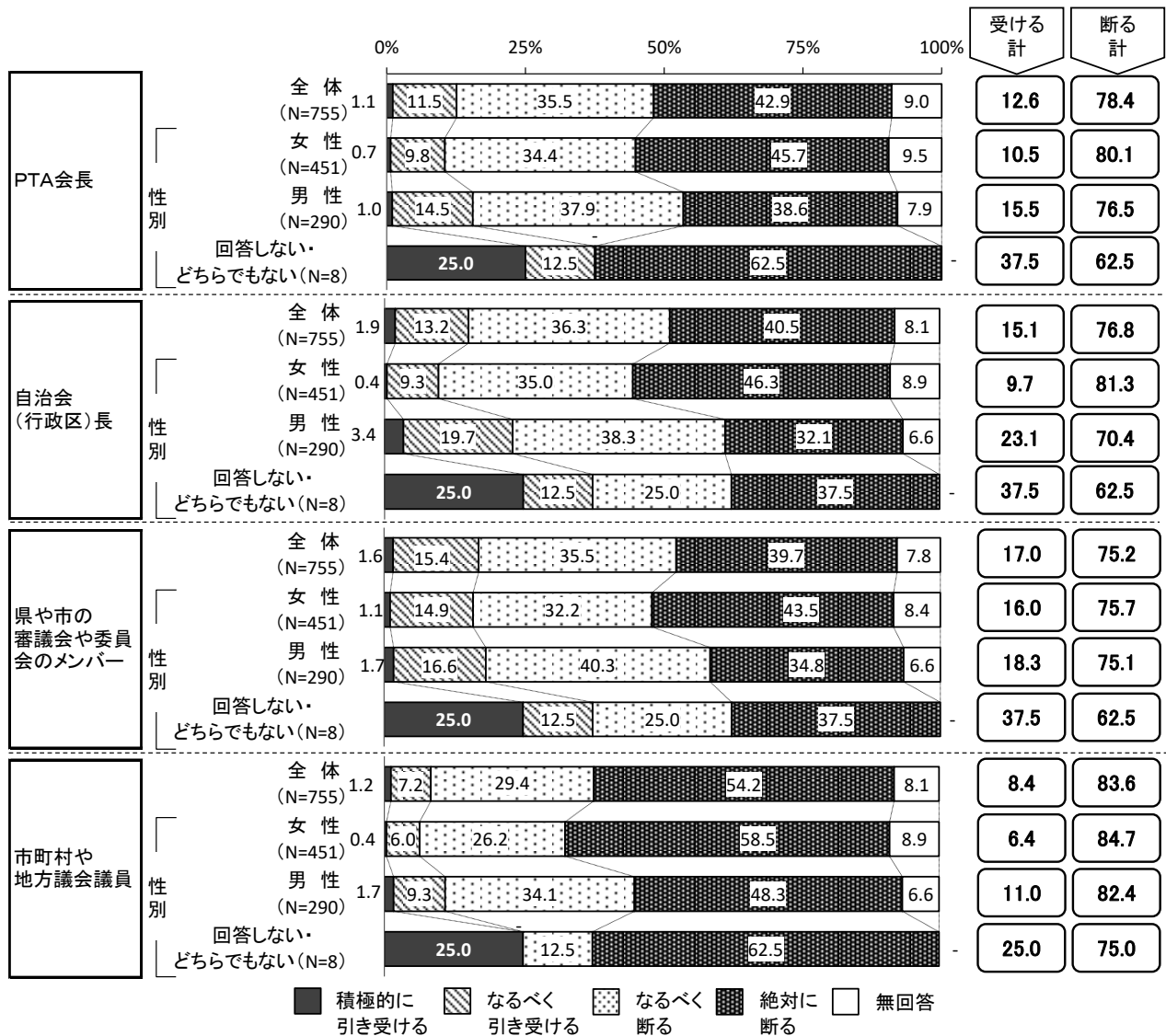
『主に妻』=「主に妻が行っている」+「主に妻が行い、夫が一部を分担している」

(3) 地域活動への女性の参画について

① 役職、公職への就任や立候補の依頼への対応

地域の役職について、立候補を依頼された場合の対応については、『受ける』の割合は女性では「県や市町村の審議会や委員会のメンバー」「PTA会長」では1割を超えていますが、「市町村や地方議会議員」「自治会（行政区）長」では1割を下回っています。他方、男性の「自治会（行政区）長」を『受ける』は2割台半ばで女性との差は大きく、女性は自治会の役職就任により困難さを感じているといえます。

図表2-3-4 役職、公職への就任や立候補の依頼への対応[全体、性別]



※『受ける』=「積極的に引き受ける」+「なるべく引き受ける」

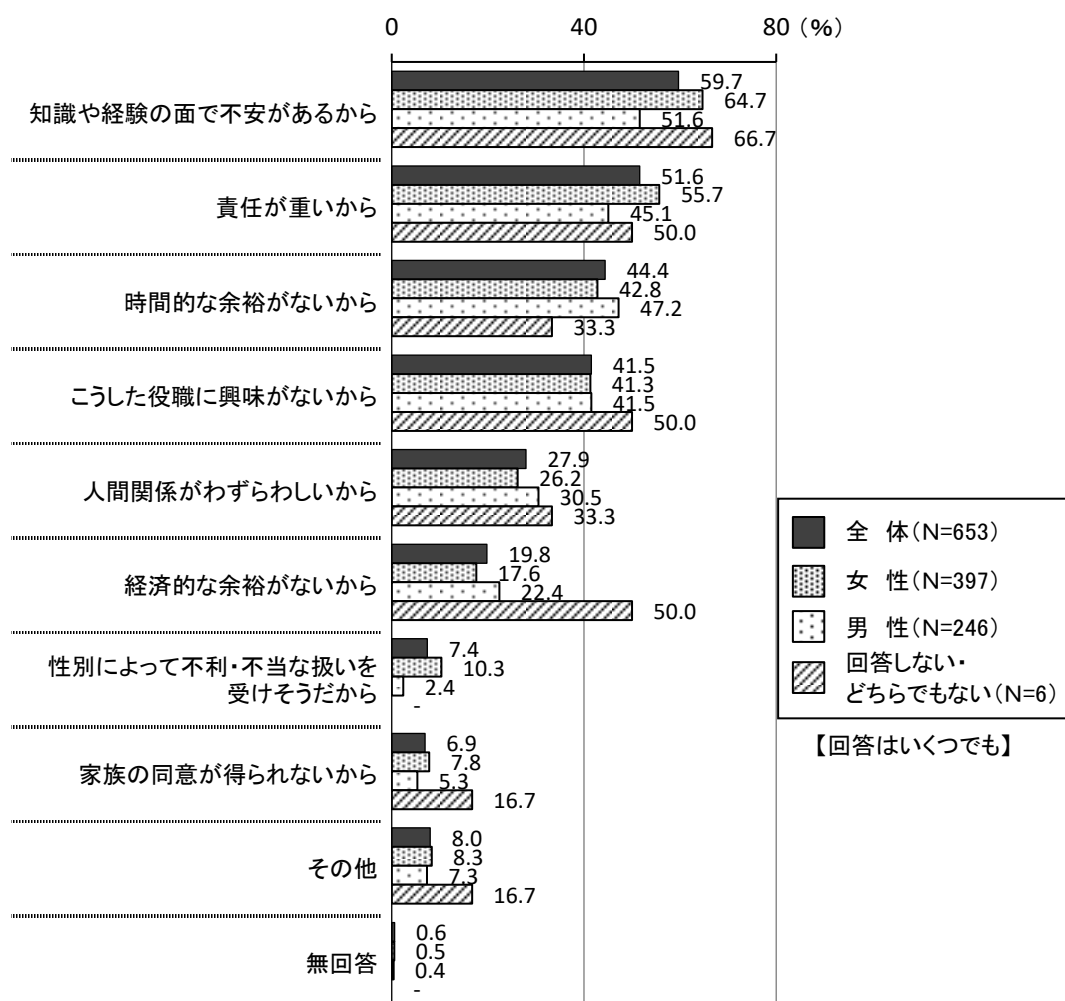
『断る』=「絶対に断る」+「なるべく断る」

②役職、公職への就任や立候補の依頼を断る理由

役職を断る理由では、男女ともに第1位は「知識や能力の面で不安があるから」ですが、女性は64.7%で、男性に比べて約13ポイント高くなっています。また、女性の第2位「責任が重いから」は55.7%で、男性より約10ポイント高くなっています。他方、男性の第2位は「時間的な余裕がないから」で47.2%に上っています。

意思決定の場に女性の参画が求められても、自分は知識も経験もないと気後れする女性が多い状況が伺えます。地域活動における託児などの子育て支援を充実するとともに、夫などの家族が家庭責任を分担できるように、男性のワーク・ライフ・バランス*の実現が重要です。

図表2-3-5 役職、公職への就任や立候補の依頼を断る理由〔全体、性別〕

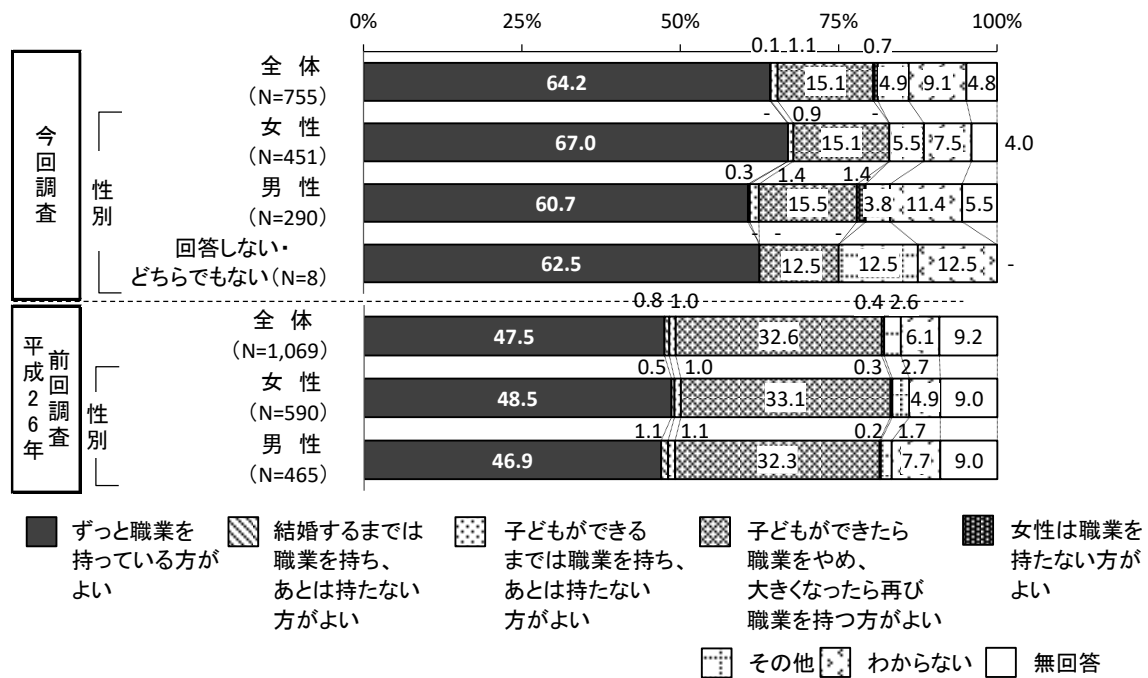


(4) 女性が職業をもつことについて

女性が職業をもつことについては、男女とも「ずっと職業をもっている方がよい」という就労継続の支持が第1位で、女性では約7割を占め、男性を約6ポイント上回っています。「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」という中断・再就職は男女とも1割台半ばで、就労継続を大きく下回っています。

前回調査と比べると、男女とも就労継続は増加し、中断・再就職は減少しており、この10年で女性の就労継続を支持する意識の変化は顕著です。

図表2-3-6 女性が職業をもつことについて [全体、性別] (前回調査比較)

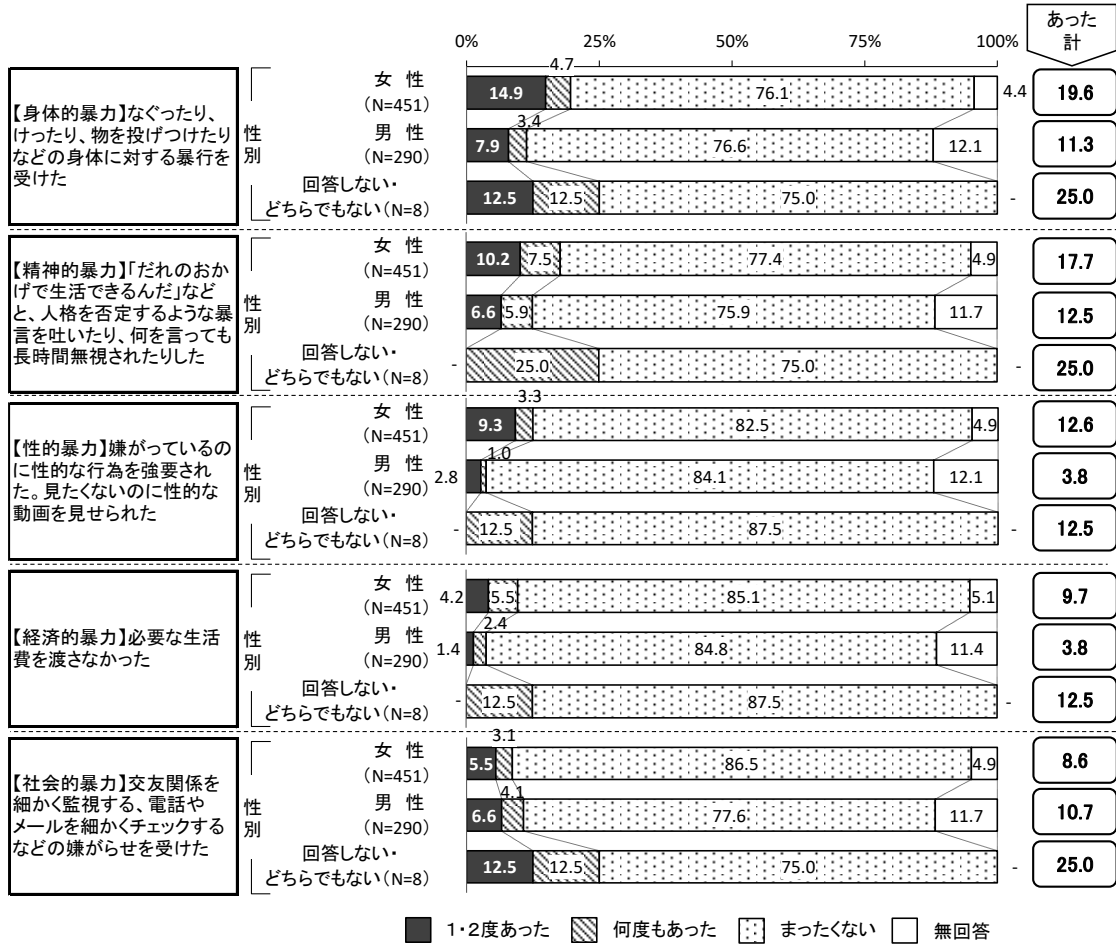


(5) 女性への暴力について

①DV被害の経験

これまでにDVを受けた経験については、身体暴力と精神的暴力では女性は約2割、男性は約1割で、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力では女性は約1割、男性は社会的暴力で約1割となっており、5種類の暴力は男女ともに被害が発生している状況です。

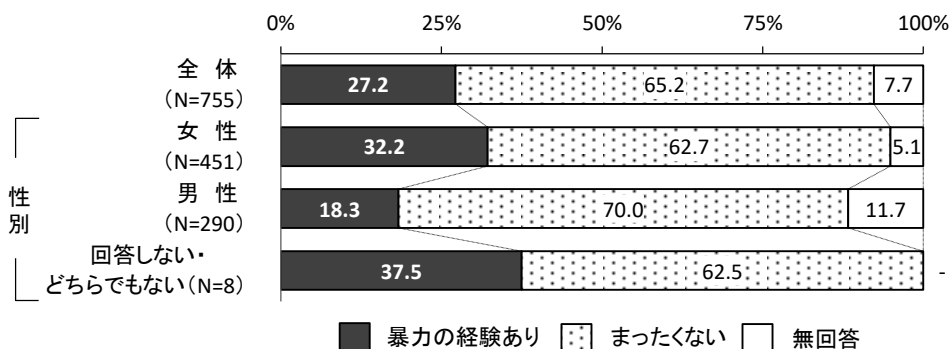
図表2-3-7 配偶者や交際相手からの被害経験[性別]



※『あった』＝「1・2度あった」＋「何度もあった」

配偶者や交際相手から、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」「社会的暴力」のいずれか1つでも受けた「暴力の経験あり」と回答した人を性別にみると、女性は32.2%で男性の18.3%より13.9ポイント高くなっています。

図表2-3-8 配偶者や交際相手からの被害経験・まとめ[全体、性別]



DVの精神的暴力や社会的暴力についての認識を高めることが、今後の啓発に求められます。また、男性の被害者では相談する人がいないが多いことから、相談しやすい窓口の整備および窓口に関する情報の周知が重要です。それとともに相談された被害者の身近な人が二次加害をしないよう、DVに関しての一般的な啓発を行うことが重要です。

4 事業所調査結果からみた現状

この調査は、市内の事業所における男女共同参画に関する状況と意見を把握し、今後の施策推進のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

■調査の性格

- (1) 調査地域 うきは市内全域
- (2) 調査対象 うきは市内事業所 200
- (3) 有効回収数(率) 69社(うちインターネット回答7社)(有効回収率 34.5%)
- (4) 抽出方法 市内の事業所から無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送法、インターネット回答併用
- (6) 調査期間 令和6年10月16日(水)～11月20日(水)

(1) 雇用状況と管理職割合

事業所の「正規従業員」の男女比は男性が50.2%、女性が49.8%とほぼ同程度となっているのに対して、「非正規従業員」の場合は、男性が35.0%、女性が65.0%となり、女性の方が男性より多くなっています。

また、「管理職」に占める女性の割合は、男性の69.9%に比べて女性は30.1%と、男性の方が圧倒的に多くなっています。

図表2-4-1 事業所の雇用状況と管理職数

(単位:人)

区分	正規従業員	非正規従業員 (パート・アルバイト・ 嘱託・派遣社員)	計	管理職 (配下の従業員を指揮・ 監督する立場にある役職)
男性	673 (50.2%)	170 (35.0%)	843	174 (69.9%)
女性	667 (49.8%)	316 (65.0%)	983	75 (30.1%)
合計	1,340 (100%)	486 (100%)	1,826	249 (100%)

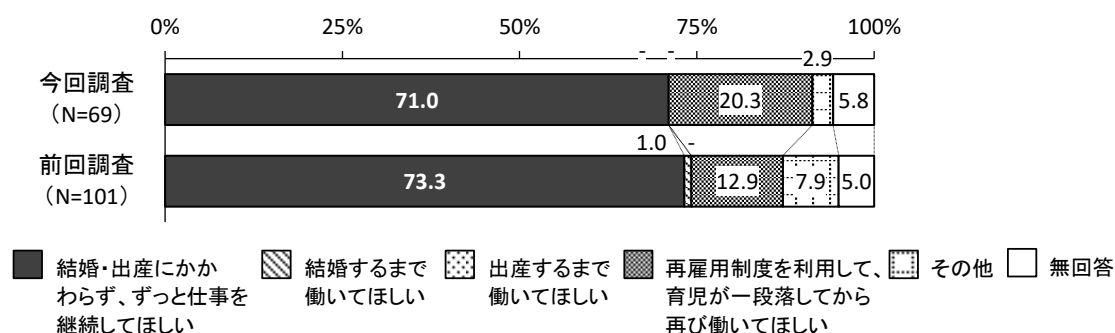
(2) 女性従業員活用の取組

①女性従業員にいつまで働き続けてほしいと思うか

女性従業員にいつまで働き続けてほしいと思うかについては、「結婚、出産にかかわらず、ずっと仕事を継続してほしい」が71.0%で最も高く、次いで「再雇用制度を利用して、育児が一段落してから再び働いてほしい」が20.3%となっています。

前回調査と比べると、「結婚、出産にかかわらず、ずっと仕事を継続してほしい」は約7割と大きな変化はみられませんが、「再雇用制度を利用して、育児が一段落してから再び働いてほしい」は7.4ポイント増加しています。

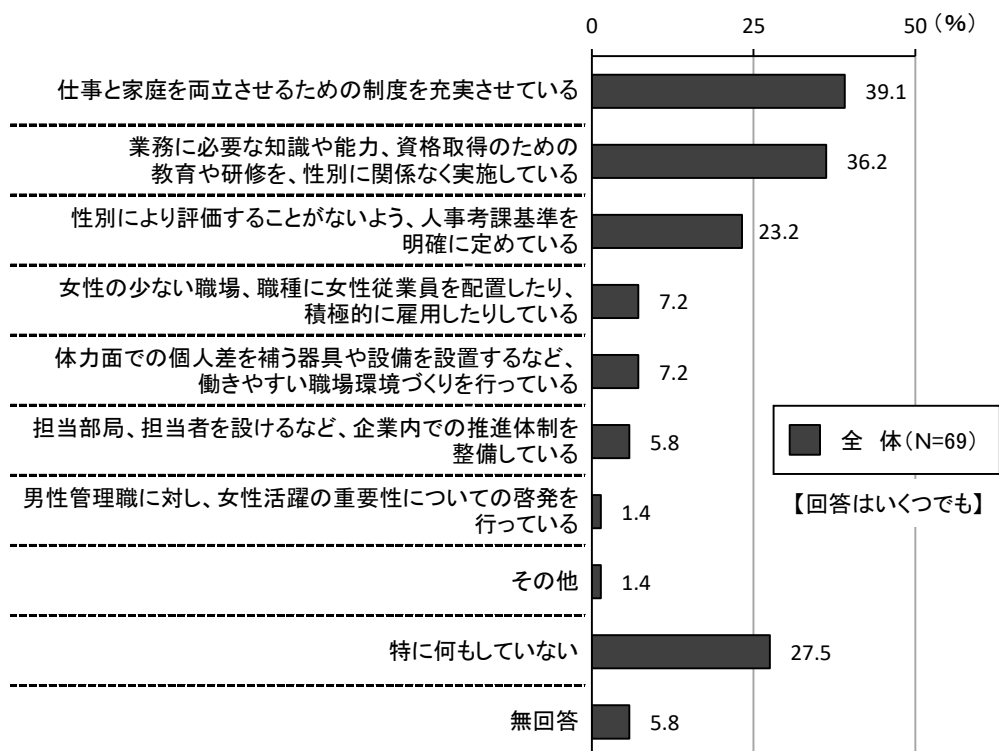
図表2-4-2 女性従業員にいつまで働き続けてほしいか[全体](前回調査比較)



②女性従業員が活躍するための取組

女性従業員が活躍するための取組として、「仕事と家庭を両立させるための制度を充実させている」が39.1%、次いで「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を、性別に関係なく実施している」が36.2%、「性別により評価することがないよう、人事考課基準を明確に定めている」が23.2%で、この3つが主な取組となっています。他方、「特に何もしていない」事業所も27.5%ありました。

図表2-4-3 女性従業員が活躍するための取組[全体]

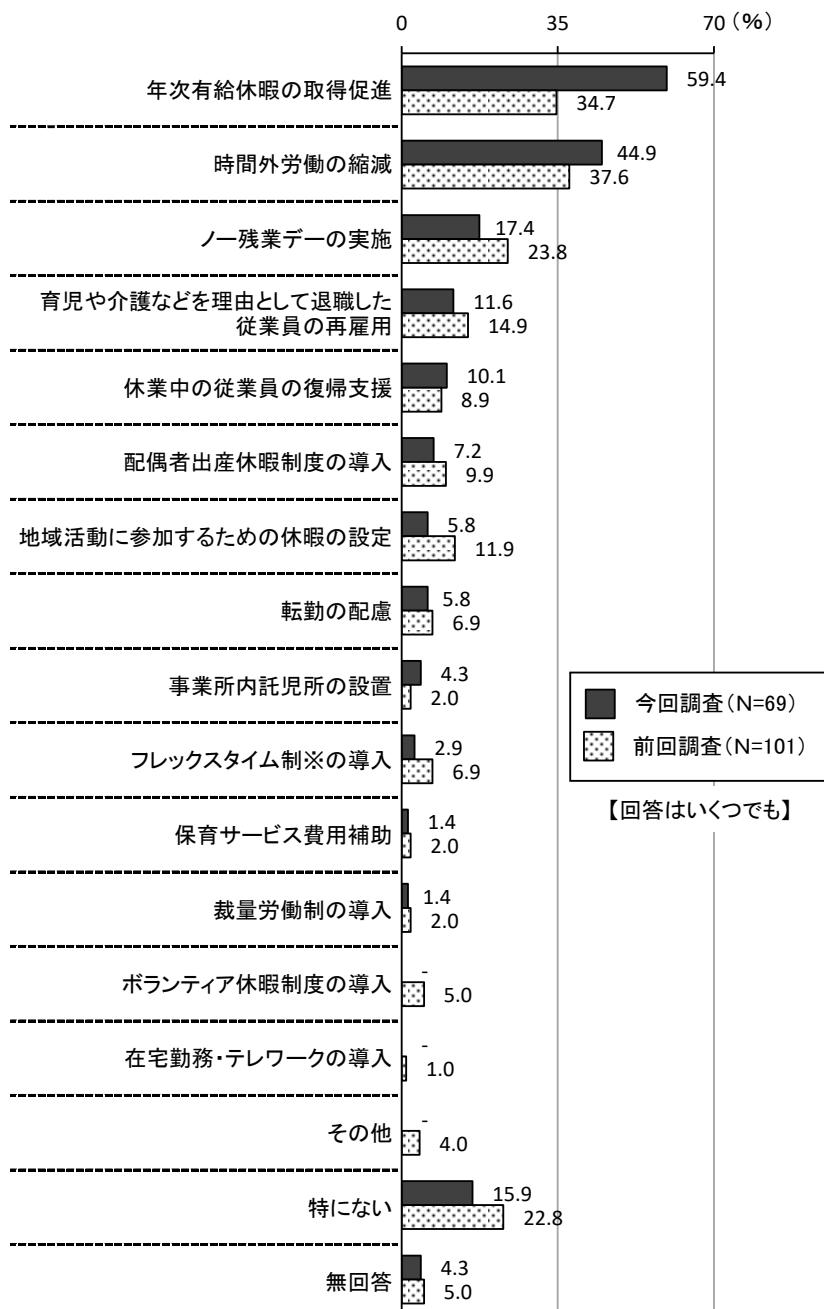


(3) ワーク・ライフ・バランスの取組

ワーク・ライフ・バランスに配慮した就労環境整備の取組では、「年次有給休暇の取得促進」が59.4%で最も高く、次いで「時間外労働の縮減」(44.9%)、「ノー残業デーの実施」(17.4%)が続いています。

前回調査と比べると、「年次有給休暇の取得促進」が24.7ポイントと大幅に増え、また「時間外労働の縮減」も7.3ポイント増えています。

図表2-4-4 ワーク・ライフ・バランスに配慮した就労環境整備の取組[全体]
(前回調査比較)



第3章 計画の基本理念と基本目標

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本目標
- 3 計画の体系
- 4 本計画とSDGsとの関連性

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

本市では、性別にかかわらず、すべての人の人権が保障され男女が共にあらゆる分野における活動に参加し、豊かで活力ある社会を実現することを目的として、平成18年(2006年)に「うきは市男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例では、本市における男女共同参画の推進に関する基本となる事項を定めています。

本計画は、この条例を具体化したものであることから、条例に示した6つの基本理念に基づき男女共同参画の推進を図ることとします。

さらに、本計画では、新たに「一人ひとりがいきいきと輝き つながり 認め合う うきは」を基本理念として掲げ、本市の男女共同参画社会づくりを推進していきます。

《基本理念》

一人ひとりがいきいきと輝き

つながり 認め合う うきは

うきは市男女共同参画推進条例に掲げる基本理念

1. 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が直接的又は間接的であるかを問わず、性による差別的な取扱いを受けることなく、共に個性と能力を発揮する機会が保障され、個人として尊重されなければならない。
2. 男女は、社会で活動するにあたって、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立的でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている場合、その要因が取り除かれるよう配慮されなければならない。
3. 男女は、社会の対等な構成員として、市の政策又は家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野における方針の立案及び決定の場に参加する機会が、平等に確保されなければならない。
4. 家族を構成する男女が、お互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における子の養育、家族の介護等、その他の家庭生活において家族の対等な一員としての役割を円滑に果たし、かつ、就労をはじめとする社会活動に平等に参加できるよう配慮されなければならない。
5. 男女平等の意識の形成について、教育は重要な役割を果たすため、あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育が行われなければならない。
6. 男女共同参画の推進に向けた取り組みは、国際社会における取り組みと密接な関係にあることから、平和を基盤とした国際的協調の下に行われなければならない。

2 計画の基本目標

本計画では、基本理念の実現に向け、以下の4つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1

男女共同参画社会を推進する意識づくり

固定的な性別役割分担意識にとらわれず多様な価値観や生き方への尊重は、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮し活躍できる男女共同参画社会へとつながります。そのためには、市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、性別に関する偏見にとらわれない意識をもって行動することが重要です。これまでの社会制度や慣行の見直しを進め、次世代を担う子どもたちが自身の可能性や関心に沿った将来を選択できるよう、教育現場や生涯学習の場などで教育活動や意識啓発を充実させ、男女共同参画の意識づくりを推進します。

男女共同参画に関する正しい理解を深めるための広報活動を進め、あらゆる場での啓発を推進します。学校教育及び学習機会の充実を図り、男女共同参画と人権尊重の意識を育みます。

◆基本的施策

1. 男女共同参画に関する広報・啓発の推進
2. 男女共同参画に関する教育・学習の推進

基本目標2

男女がともに活躍できる環境づくり

「女性活躍推進法」では、職業生活において女性が本来持っている能力と個性を十分に発揮できるよう労働環境の改善が求められています。

男性の長時間労働を前提とし、既婚女性は家計補助的な働き方を選ばざるを得ないという、高度経済成長期に形成された男性中心型労働慣行の見直しが必要です。そのために、性別に関わりなく、家庭役割や地域活動、自己研鑽などの時間と仕事との両立ができる、ワーク・ライフ・バランスを推進します。また、女性が能力を発揮し職業生活における決定の場に参画できるよう、事業所等に働きかけます。就労の場における各種法制度の周知・啓発を行うとともに、誰もが働きやすい環境づくりに向けて啓発します。また農業・商工業者等へは男女ともに起業・創業するための支援と育成等を行います。

◆基本的施策

1. 女性の就労支援
2. ワーク・ライフ・バランスの推進
3. 子育て、介護と就労との両立支援
4. 農業者・商工業者等への支援

基本目標3

男女がともに参画し支え合うまちづくり

社会の急激な変化に対応し、市政や地域コミュニティの課題を解決するためには、政策や方針の決定の場に、性別や年齢などの属性に関わらず、様々な人が参画し、多様な視点や立場からの意見が反映されることは不可欠です。指導的立場にある女性リーダーの育成や、地域への情報提供や啓発を通じて女性の登用促進に取り組みます。また、多様化する市民のニーズを踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を進めます。

◆基本的施策

1. 政策・方針決定過程の場への女性参画の推進
2. 地域における男女共同参画の推進
3. 防災・災害対策における男女共同参画の推進

基本目標4

誰もが安心して暮らせる社会づくり

ドメスティック・バイオレンス※（以下「DV」という。）やセクシュアル・ハラスメント※など、性に関わる暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。男女共同参画社会の実現には、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、認め合うことが重要です。性暴力や各種ハラスメントなどの性による差別的行為や人権侵害の根絶、LGBTQ+※等の性的マイノリティーへのより一層の理解を目指し、人権教育・啓発の推進や相談体制の充実等に取り組みます。また、生涯にわたり身体的・精神的・社会的に良好な状態で過ごせることは人権であり、男女共同参画社会の根幹ともなります。さらに、ひとり親世帯や高齢者、障がい者、性的少数者などは、制度の未整備や周囲の偏見によって弱い立場に置かれやすく、女性であることでさらに困難な状況になりがちであることから、社会的な取組が必要です。

「DV 防止法」に基づき、DVやデートDVについて、きめ細やかな被害者支援や防止啓発に向けた取組を庁内外で計画的に進めます。また、性に関する正しい情報の提供や、人生の各段階に応じた生涯を通じた健康支援により、心身ともに安心して暮らすことができる環境づくりを行います。さらに、様々な困難を抱える女性たちが安心して暮らせるような支援の取組を進めます。

◆基本的施策

1. あらゆる暴力の根絶に向けた取組
2. DV 相談体制と被害者保護及び支援の充実
3. 生涯を通じた健康支援
4. 様々な困難を抱える女性等への支援


























3 計画の体系

基本理念	基本目標	基本的施策	具体的施策
一人ひとりがいきいきと輝き つながり 認め合う うきは	1 男女共同参画社会を推進する意識づくり	1. 男女共同参画に関する広報・啓発の推進 2. 男女共同参画に関する教育・学習の推進	(1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進 (2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供 (3) 国際的な視野に立った情報の収集と提供 (4) 慣習・慣行の見直しのための啓発 (5) 講演会等に参加しやすい環境づくり (6) 男女共同参画を推進する生涯学習の推進 (7) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
	2 男女がともに活躍できる環境づくり	1. 女性の就労支援 2. ワーク・ライフ・バランスの推進 3. 子育て、介護と就労との両立支援 4. 農業者・商工業者等への支援	(8) 事業所への法律や制度の周知・啓発 (9) 多様な働き方に関する情報提供 (10) 職業能力の向上や再就職への支援 (11) ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発 (12) 子ども・子育て支援の充実 (13) 高齢者福祉・介護支援の充実 (14) 男性の育児・介護への参画の推進 (15) 農業の能力開発への支援 (16) 家族経営協定の推進 (17) 起業・創業者への支援
	3 男女がともに参画し支え合うまちづくり	1. 政策・方針決定過程の場への女性参画の推進 2. 地域における男女共同参画の推進 3. 防災・災害対策における男女共同参画の推進	(18) 審議会等への女性の積極的登用 (19) 女性の人材発掘・人材育成の促進 (20) 地域活動へ参画しやすい環境づくり (21) 男女共同参画団体の育成 (22) 防災活動での男女共同参画の推進 (23) 男女共同参画の視点に立った防災対策
	4 誰もが安心して暮らせる社会づくり	1. あらゆる暴力の根絶に向けた取組 2. DV相談体制と被害者保護及び支援の充実 3. 生涯を通じた健康支援 4. 様々な困難を抱える女性等への支援	(24) 暴力を許さない意識づくり (25) 暴力防止に向けた学習機会の提供 (26) セクシュアル・ハラスメント等の防止 (27) 早期相談の促進と相談体制の充実 (28) 関係機関との連携強化 (29) 被害者の安全確保 (30) 自立への支援 (31) 生涯にわたる健康の保持・増進 (32) 様々な困難を抱える人々への支援
	計画の推進	1. 推進体制の充実 2. 市民や関係団体との協働 3. 特定事業主行動計画の推進 4. 計画の進行管理	









4 本計画とSDGsとの関連性

平成27年(2015年)の国連サミットで採択されたSDGsの理念では「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、令和12年(2030年)までの持続可能な17のゴール(目標)を定めています。本市においては、ゴール5「ジェンダー平等の実現」をはじめとして基本目標と関連するゴールの視点を踏まえて、男女共同参画の取組を推進していきます。

●基本目標に関連しているSDGsゴール

基本目標	関連するゴール
基本目標1 男女共同参画社会を推進する意識づくり	     
基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり	      
基本目標3 男女がともに参画し支え合うまちづくり	     
基本目標4 誰もが安心して暮らせる社会づくり	     

●本計画と関連するSDGsゴール

	1 貧困をなくそう	あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる
	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	4 質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化を行う
	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第4章 施策の展開

1 重点的な取組

2 施策の展開

基本目標1 男女共同参画社会を推進
する意識づくり

基本目標2 男女がともに活躍できる
環境づくり

基本目標3 男女がともに参画し支え
合うまちづくり

基本目標4 誰もが安心して暮らせる
社会づくり

3 計画の成果指標

第4章 施策の展開

1 重点的な取組

本計画において、これまでの取組や市民意識調査結果、事業所調査結果及び審議会による提案と検討を踏まえて、以下の項目について重点的に取り組みます。

1 市民の理解を深める意識啓発活動

ジェンダー平等は、人々が互いに人権を尊重する人権保障の基盤の上で実現します。

市民意識調査では「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識は全体的には解消される傾向にありますが、年齢の高い層には以前根強いことが伺えます。また、女性の就労率が高くなっているにも関わらず、実際の家庭内の役割分担は依然として「男は仕事、女は家庭」という状況です。家庭における不平等感は女性の方が男性よりも高く、家事等の負担が一因といえます。さらに、「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」を『平等』と感じる割合は1割程度にとどまっていました。

ジェンダー平等社会を実現するためには、根強い社会通念や慣習を払しょくするための啓発が必要です。市民が自身の問題としてジェンダー平等を実現する担い手となれるよう、年齢や生活の実情や蓄積された体験の違いに配慮した啓発事業に取り組みます。そのための参加型学習の導入やSNSの効果的な活用など意識に届く工夫を図ります。従来の人権教育も児童生徒だけでなく成人も対象に年齢に応じた内容など考慮しながら推進します。

【関連施策】

基本目標 1 男女共同参画社会を推進する意識づくり

基本的施策 1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

基本的施策 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

2 地域活動における男女共同参画の推進

多様化する地域の課題やニーズに対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要です。しかしながら、地域活動では、役員の大半を年齢の高い層の男性が占めているために、多様な住民の困りごとの把握が困難な場合もあります。

市民意識調査によると、自治会の役員など地域の意思決定の場へ積極的に女性が参画することについて、半数を超える人が必要と考えています。一方で、「地域活動・社会活動の場」を『男性優遇』と感じる割合は女性が男性を上回っており、地域での女性の不平等感

高いといえます。今後の地域活動においては、女性の役員への参画や働く世代の男女など参加しやすい工夫が求められます。

今後は、県等関係機関と連携しながら女性の地域リーダー育成事業に取り組みます。また、若年層、子育て世代、ひとり暮らしの世帯など、性別に関わらず多様な住民の地域活動の促進については、市内外の模範事例も広く紹介していきます。

【関連施策】

基本目標3 男女がともに参画し支え合うまちづくり

基本的施策1 政策・方針決定過程の場への女性参画の推進

基本的施策2 地域における男女共同参画の推進

3 男女共同参画推進のための全庁的な体制づくり

男女共同参画推進に関する施策は、教育、福祉、労働、防災など広範で多岐にわたっています。そのため、男女共同参画推進に関わる施策は全庁的に取り組むことが必要です。市条例においても、第10条第3項では「市は、その実施する男女共同参画推進施策以外の施策の策定や実施にあたって、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。」と定められています。また、第3条第3項の基本理念では「男女は、社会の対等な構成員として、市の政策又は家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野における方針の立案及び決定の場に参画する機会が、平等に確保されなければならない。」と掲げられています。

市条例に基づき、市職員はすべての施策を男女共同参画の視点で推進しなければなりません。そのために、職員一人ひとりが、男女共同参画の視点で業務の見直しが可能となるような意識啓発を進めます。また、男女共同参画社会の実現に向けて全庁的な取組体制づくりを検討します。

【関連施策】

基本目標3 男女がともに参画し支え合うまちづくり

基本的施策1 政策・方針決定過程の場への女性参画の推進
計画の推進

1 推進体制の充実

2 市民や関係団体との協働

2 施策の展開

基本目標1 男女共同参画社会を推進する意識づくり

基本的施策1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

【現状と課題】

市条例第3条第6項では「男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と密接な関係にあることから、平和を基盤とした国際的協調の下に行われなければならない。」とされています。国連が定めるSDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」は社会的・文化的に形成された性別による先入観が、不平等や差別を生み出すと指摘しています。

ジェンダー平等社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識を払拭し、多様な価値観や生き方が尊重されることが不可欠です。市条例第5条第2項では「市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、固定的性別役割分担意識その他男女平等を妨げている要因を取り除き、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。」と定められており、また、第12条では「市は、男女共同参画に関する市民の関心及び理解を深めるため、情報の提供及び啓発活動を行わなければならない。」と定められています。

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識の考え方について、8割が否定しています。しかし、「社会通念、慣習、しきたりなど」は男性が優遇されていると認識している人は7割半ばにのぼり、男女が家庭内の仕事に積極的に参加するために必要なこととしても社会通念の見直しが最も多くあげられています。根強い慣習、しきたりの払しょくは依然として課題です。

本市では、これまで、家庭や地域、職場において、男女共同参画の確立をめざす学習を進めてきましたが、今後はさらに、国際的な視点で男女共同参画に関する認識が深まるよう、市民への情報提供を一層充実させます。固定的な性別役割分担を反映した慣行等の見直しを進めるために啓発に取り組めます。

【具体的施策】

NO.	取組	取組の概要
(1)	男女共同参画に関する意識啓発の推進	男女共同参画に関する様々なテーマによる講座や研修会、人権セミナーなどを開催し、市民一人ひとりが男女の人権や男女共同参画について考える機会を提供し、市民の意識啓発に取り組めます。
(2)	男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に関する市民の理解を図るために、DVや防災などの様々なテーマについて広報誌やSNS等を活用して情報を提供していきます。また、男女共同参画に関する図書を収集し、男女共同参画週間などを通して広く市民に提供します。

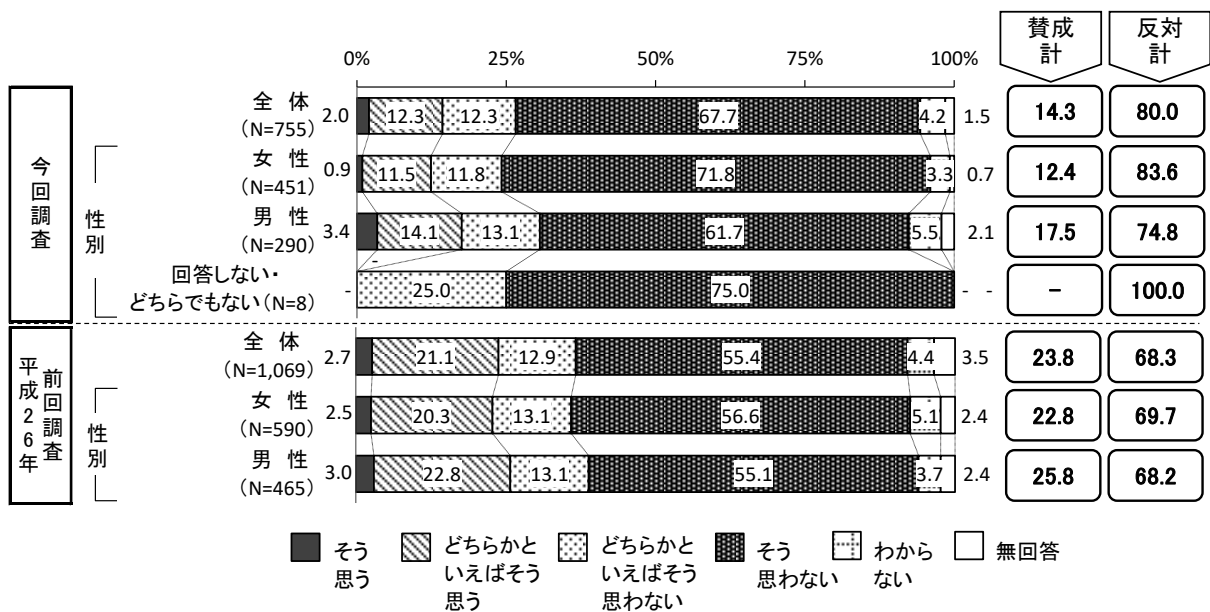
NO.	取組	取組の概要
(3)	国際的な視野に立った情報の収集と提供	男女共同参画に関する国際的な幅広い分野の情報を収集して、ホームページや広報を通じて広く市民へ提供していきます。
(4)	慣習・慣行の見直しのための啓発	「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」のような固定的性別役割分担意識による慣習・慣行の見直しのために、広報・ホームページでの情報提供や出前講座、セミナーの開催など様々な機会を捉えて啓発していきます。
(5)	講演会等に参加しやすい環境づくり	本市が主催する講演会等の開催においては、誰もが参加できるよう、必要に応じて託児サービスを実施します。

【参考データ】

◆市民意識調査

図表4-2-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について[全体、性別](前回調査比較)

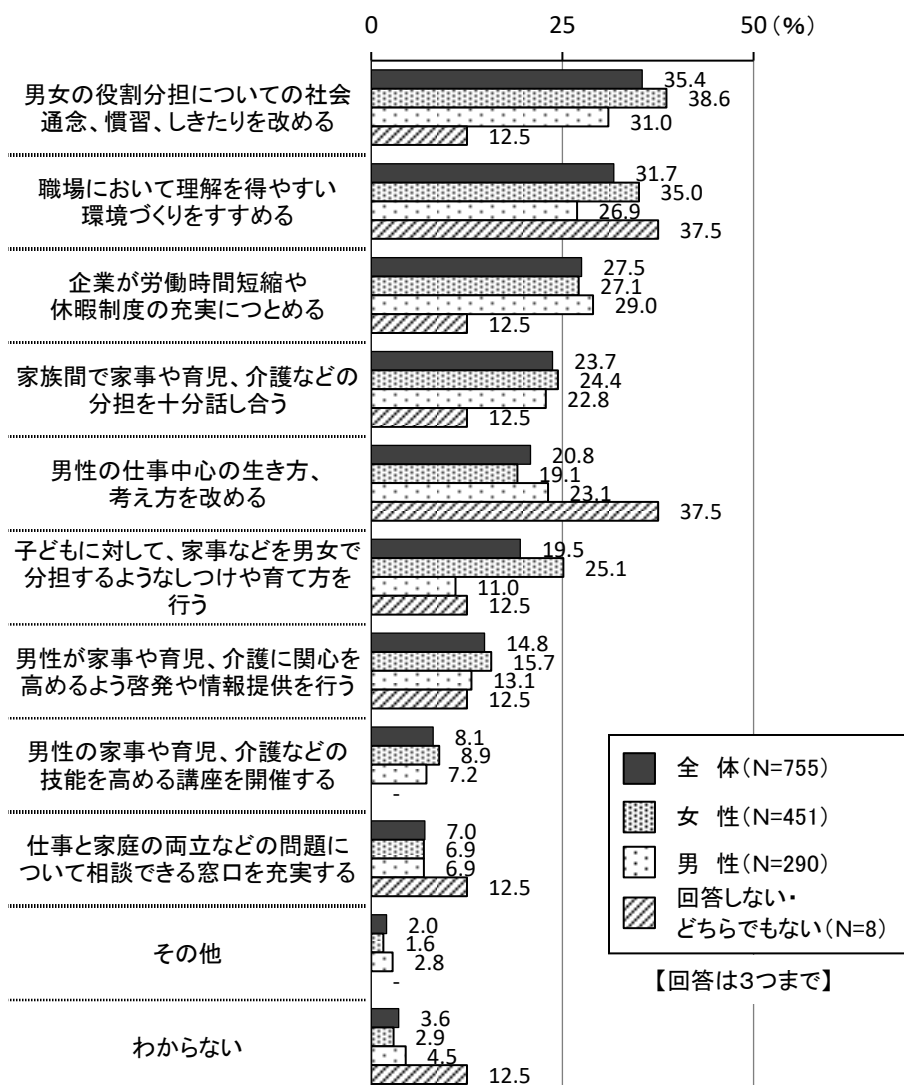
【再掲】



※ 『賛成』＝「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」
 『反対』＝「そう思わない」＋「どちらかといえばそう思わない」

◆市民意識調査

図表4-2-2 男女ともに家庭内の仕事に積極的に参加するために必要なこと[全体、性別]



基本的施策2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

【現状と課題】

市条例第7条では「学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念に基づいて、教育を行うにあたって男女共同参画の推進に努めなければならない。」と定められています。固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念は、幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれに対しても進路選択や就業など様々なライフスタイルにおいて影響を与え、ひいては生活の質の低下にもつながります。次世代を担う子どもたちが育つ環境の中で男女共同参画の意識が根づくことは、男女共同参画社会を実現するための礎です。

市民意識調査では、学校教育の場で力を入れることとして、「一人ひとりの個性や人権を尊重すること」とともに「生活指導や進路指導において性別にかかわらず能力を生かせるように配慮すること」が高くなっており、固定的な性別役割分担意識や性差にかかわらず男女共同参画の視点に立った教育が求められています。

子どもたちのよりよい教育のためには、子どもとかかわる大人自身が、男女共同参画意識を十分に持つことが重要です。これまで、市条例に基づき、学校教育の場だけでなく家庭教育や社会教育の充実を図るとともに、男女共同参画推進のための様々な施策を進めてきました。今後とも、男女が生涯を通じて個人の尊厳、男女共同参画の意識を高めることができるよう、学習機会の提供を充実させます。

学校教育においては、男女共同参画の視点に立った教育に向けて、教職員に対する県や市の研修等の情報を提供していきます。

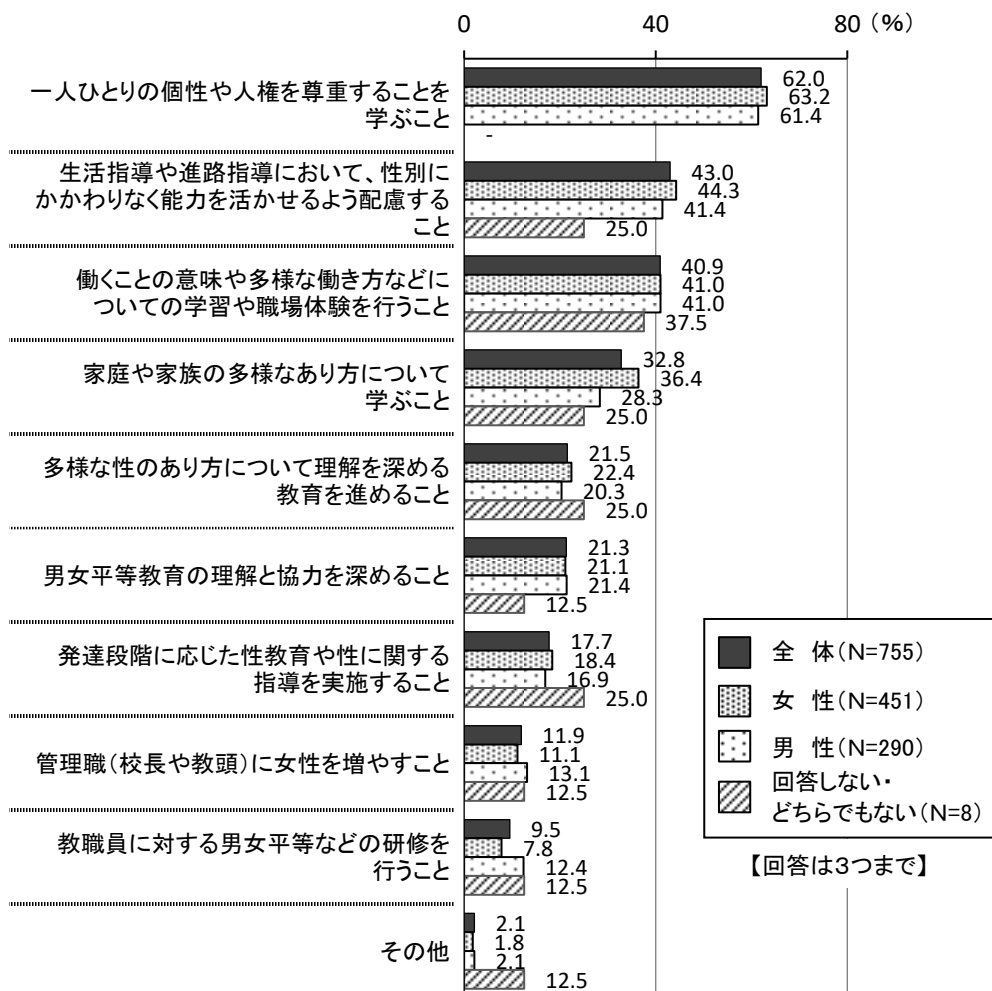
【具体的施策】

NO.	取組	取組の概要
(6)	男女共同参画を推進する生涯学習の推進	「男女共同参画社会」に関する様々なテーマによる講演会や研修会、出前講座等を開催し、市民の理解を深めて、男女共同参画の視点にたって考える意識の醸成を図ります。
(7)	男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	男女共同参画の視点に立った「年間指導計画」により、児童・生徒への教育・学習を推進します。また、男女が互いの性差について正しく認識し尊重するために、LGBTQ+など性の多様性や性差に関する理解の促進を図るとともに発達段階に応じて生命と性に関する教育を充実します。男女共同参画の視点に立った教育に向けては、県や市で行う男女共同参画に関する研修などの情報を提供し、教職員に対する意識向上を図ります。

【参考データ】

◆市民意識調査

図表4-2-3 男女共同参画を進めていくために、学校教育の場で力を入れること[全体、性別]



基本目標 2 男女がともに活躍できる環境づくり

基本的施策 1 女性の就労支援

【現状と課題】

本計画は、「女性活躍推進法」に基づく市の基本計画と位置づけられています。「女性活躍推進法」では、正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、働いている女性、これから働こうとしている女性を対象として、女性の採用や登用、能力開発のための事業主の取組が求められています。令和4年（2022年）の国の男女共同参画会議では「女性デジタル人材育成プラン」が決定され、女性がデジタル就労によって育児介護との両立可能な働き方ができるよう環境整備を進めています。市条例第6条第2項では「事業者等は、その事業や活動を行うにおいて男女が共に均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介護、その他の家庭における役割を平等に果たしながら事業や活動を営むことができるよう就労条件や環境等の整備に努めなければならない。」とされています。

本市では、女性の労働力率が福岡県の平均より高いという特徴があり、市民意識調査でも、事業所調査でも、女性の働き方についての考え方としては結婚や出産に関わらず就労を継続する働き方への支持が多数派となっています。その一方で、市民意識調査では、女性が働きにくいと感じている女性の約半数が「仕事と家庭が両立できる環境が整っていない」ことを理由にあげています。また、事業所調査では、女性従業員が活躍する取組を行っていない事業所は約3割ありました。男女の均等な雇用機会と待遇を確保し、性別に関わりなく能力を発揮し評価される職場環境づくりに向けて、事業所及び市民を対象として啓発を引き続き実施し、各種法制度の最新の情報提供ができるよう取組を進めます。合わせて、妊娠出産など女性特有の生活環境の変化に対応した働き方ができるように、多様な働き方の情報提供を進めるとともに、デジタル技術習得の機会の拡大と支援に努めます。

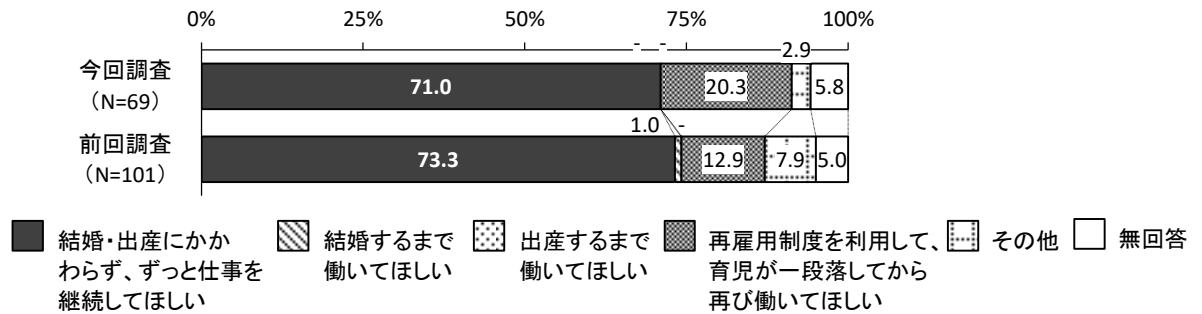
【具体的な施策】

NO.	取組	取組の概要
(8)	事業所への法律や制度の周知・啓発	男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図るため、男女雇用機会均等法や育児休業・介護休業制度などの様々な法律や制度について、事業所に向けて講座の開催や労働相談などを行い、啓発と情報提供に努めます。
(9)	多様な働き方に関する情報提供	妊娠・出産などを理由に退職した女性への就業情報やパートタイム・派遣労働者の労働環境改善に向けた法律や制度について、県やハローワークなど関係機関と連携して情報提供していきます。
(10)	職業能力の向上や再就職への支援	自分のライフスタイルに合った働き方ができるよう、職業能力の向上に向けて、DX技術等の習得講座を開催します。また、県や関係機関と連携して、就労に向けた相談や職業紹介等を実施します。

【参考データ】

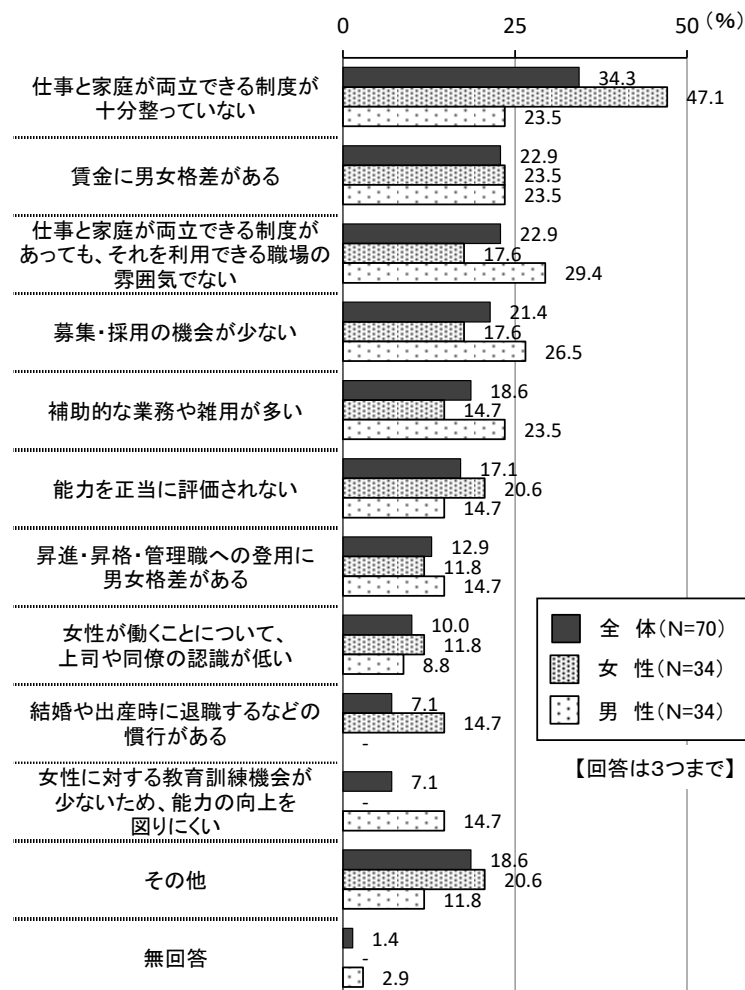
◆事業所調査

図表4-2-4 女性従業員にいつまで働き続けてほしいか[全体](前回調査比較)【再掲】



◆市民意識調査

図表4-2-5 女性が働きにくい理由[全体、性別]



基本的施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

国の「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」が令和7年（2025年）6月に決定され、その5つの柱の一つに、「全ての人々が希望に応じて働くことができる環境づくり」が掲げられています。そこでは、全ての人々が希望に応じて働くためには、性別に関わらず育児・介護とキャリア形成との両立が求められ、国は、柔軟な働き方の推進や男性の育児休業取得を促進するとされています。

市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスについて、男性は希望では「仕事と家庭生活をともに優先」が高いものの、現実では「仕事を優先」が最も高くなっており、男性のワーク・ライフ・バランスは実現されにくい状況が伺えます。女性活躍推進の視点からも男性のワーク・ライフ・バランスの実現は重要です。市内の事業所や市民に対して、男性が家事や育児、介護に参画する重要性への理解が浸透するよう講座等で啓発を進めるとともに、育児・介護休業制度などの利用を促進し、働き方の見直しを推進します。

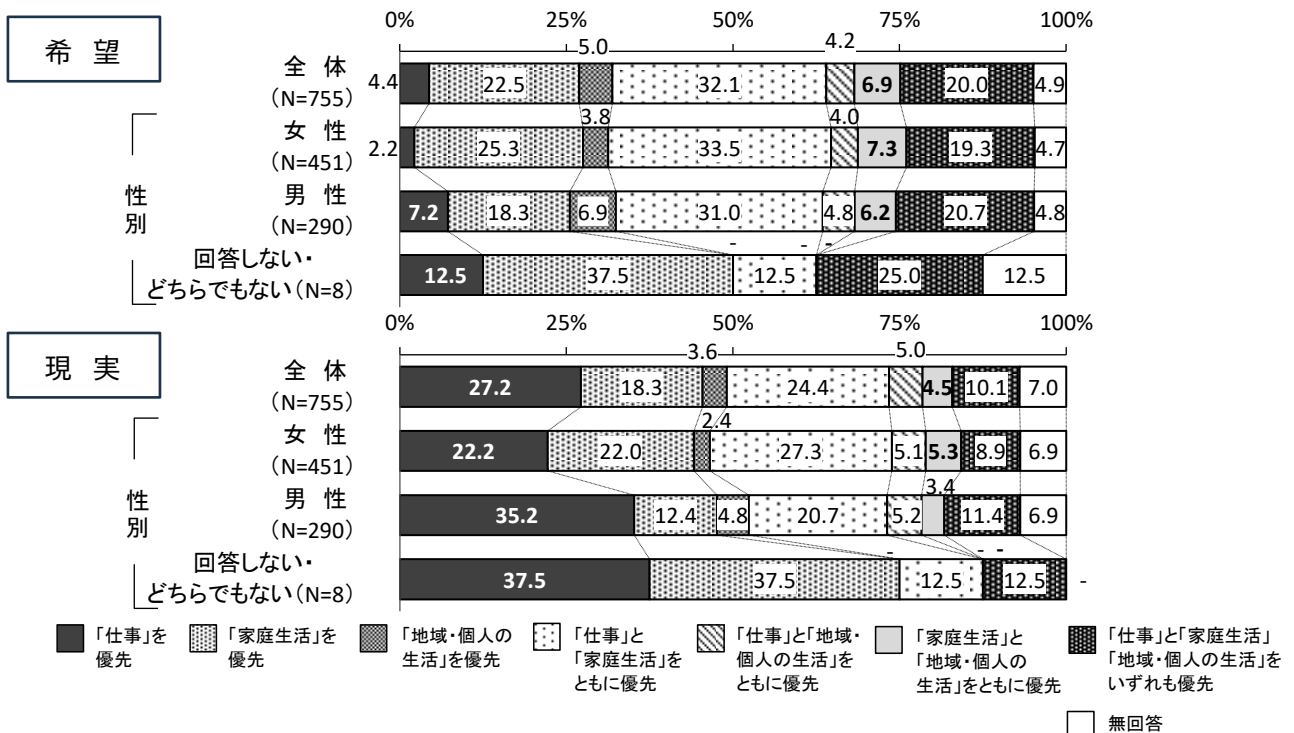
【具体的な施策】

NO.	取組	取組の概要
(11)	ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発	企業や市民に対して、男性の育児休業取得や働き方改革等のワーク・ライフ・バランスの取組について周知・啓発し、職場における男女共同参画の取組を促進します。

【参考データ】

◆市民意識調査

図表4-2-6 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度の希望と現実[全体、性別]



基本的施策3 子育て、介護と就労との両立支援

【現状と課題】

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」では、女性が活躍できる地域づくりのために、家事・育児・介護の負担が女性に偏っている現状を踏まえ、各種の支援により、育児や介護とキャリア形成の両立を図るとされています。全国的に、子どものいる家庭での共働き世帯の比率が高くなっていますが、特に本市においては福岡県の平均よりもその比率が高いという特徴があります。また、本市の単独世帯は増加傾向にあり、一方、三世代が同居する世帯の割合は減少傾向を示しており、家族の形態やライフスタイルの多様化が進んでいます。今後はこれまで以上に、女性だけでなく男性においても仕事と子育てや介護との両立が大きな課題になることは明らかです。

市民意識調査では、男女がともに仕事と家庭を両立していくために必要な条件として、「育児休業、介護休業制度が利用できる環境」の整備が最も高くなっていました。

本市においては、これまで「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、性別に関わりなく子育てと仕事や地域活動など他の活動とを両立できるよう施策を進めてきました。令和7年度(2025年度)からは「こども計画」にこの施策は引き継がれています。また、高齢者福祉や介護支援においても地域や企業等と連携して様々な取組を進めてきました。今後とも、これらの育児や介護への支援策を男女共同参画の視点で充実させるとともに、男性が子育てや介護により参画できるよう、男性を対象とした講座を開催します。

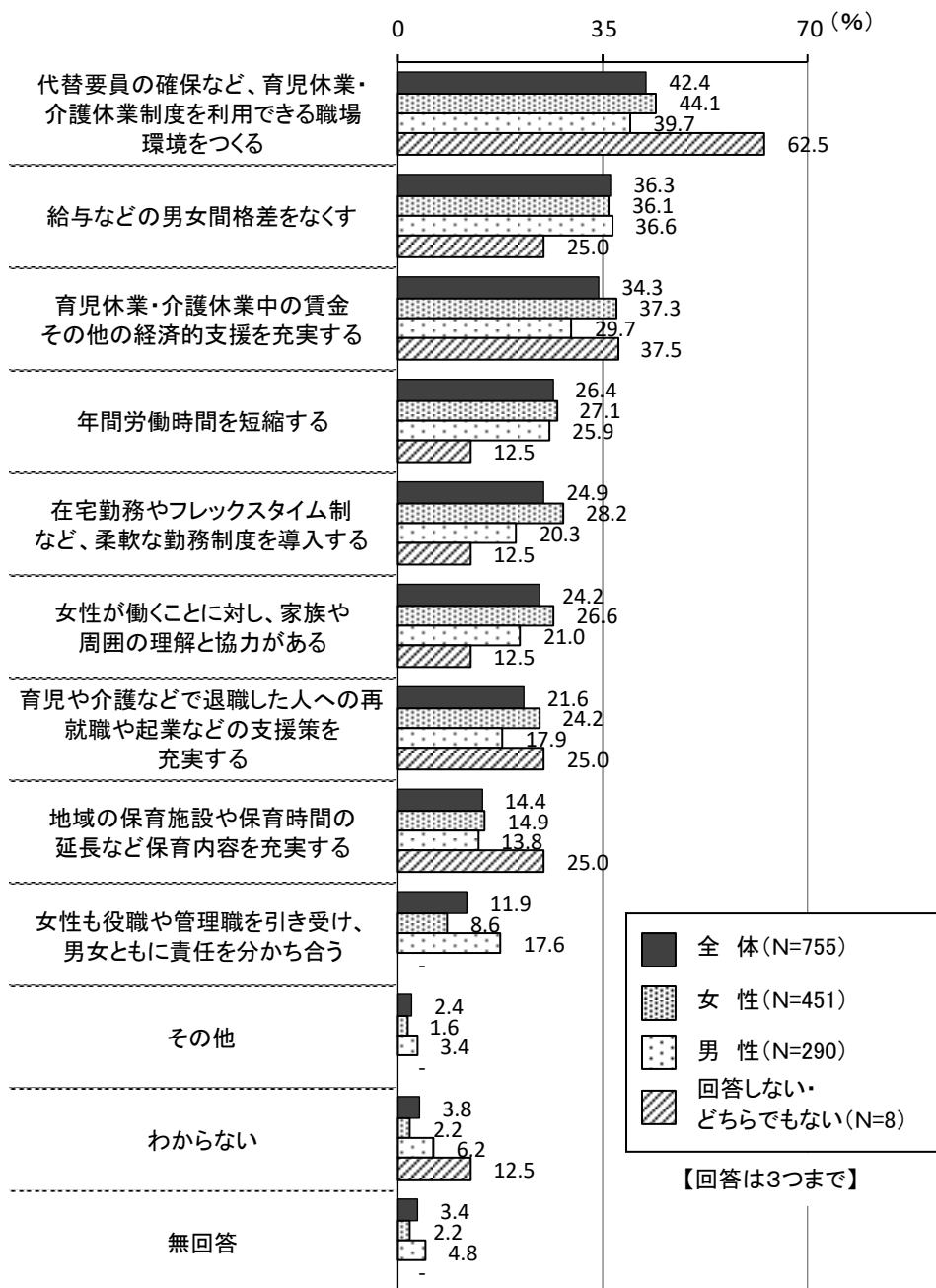
【具体的な施策】

NO.	取組	取組の概要
(12)	子ども・子育て支援の充実	男女がともに職業と家庭生活を両立し、安心して子育てができるよう、「うきは市こども計画」に基づき各種保育サービスや相談体制など、子ども・子育て支援策を充実します。
(13)	高齢者福祉・介護支援の充実	介護保険制度による介護支援サービスの充実を図るとともに、地域自治協議会を中心にした生活支援や見守りの環境づくりなど高齢者が安心して暮らせる環境の整備を充実します。
(14)	男性の育児・介護への参画の推進	家庭において男女がともに責任を担っていくという男女共同参画についての理解を促進し、男女ともに育児や介護などに積極的に参画できるよう、セミナーや講座等を開催します。

【参考データ】

◆市民意識調査

図表4-2-7 男女がともに仕事と家庭を両立していくために必要な条件[全体、性別]



基本的施策4 農業者・商工業者等への支援

【現状と課題】

市条例第17条では「市は、本市の基幹産業の一つである農業における男女共同参画を推進するために男性と共に主要な役割を担う女性が、家庭及び社会の対等な構成員として適正な評価を受け、経営への参画及び能力の開発がされ、家庭生活との両立ができるよう、情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めなければならない。」と定められています。

農林水産省においても、女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のために、生活者の視点や多彩な能力を持つ女性が力を発揮し、地域農業をリードしていくことが重要であるとし、県と連携しながら地域の実情に応じて女性が働きやすい環境づくりの取組に対して支援を進めています。農業のみならず、商工業においても自営業は家族経営で進められ、仕事と生活とが密着した環境となるために、どちらの面においても家族が協力し、互いに尊重しながら、一人ひとりの能力を發揮できる環境整備が必要です。

農業者や商工業者等の自営業において、女性の労働を適切に評価し、積極的な経営への参加促進と地位向上を図るために、国や県の支援策などの情報提供などを充実していきます。また、女性も起業・創業する意識の向上を図るため、人材の育成・支援を図ります。

【具体的な施策】

NO.	取組	取組の概要
(15)	農業の能力開発への支援	農業における女性の活躍を推進し、個々の能力を發揮することができる環境づくりに向けて、経営能力や技術向上を図るための支援を行います。
(16)	家族経営協定 [*] の推進	農業経営や意思決定の場への女性の参画を進めるために家族経営協定の締結を推進して、男女ともに経営と生活の両面で責任を担う環境づくりを進めます。
(17)	起業・創業者への支援	創業に関する経営能力や技術向上などの知識習得を図るため、セミナー・講座を開催し、起業・創業の希望者に向けて支援していきます。また、創業後のフォローアップも検討します。

基本目標3 男女がともに参画し支え合うまちづくり

基本的施策1 政策・方針決定過程の場への女性参画の推進

【現状と課題】

国が平成15年(2003年)に掲げた「社会のあらゆる分野において、令和2年(2020年)までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となる」という目標が国の第5次計画では達成できなかったため、第6次計画においては、女性が指導的地位への参画に意欲を持てるような社会の形成にさらに取り組むこと、地域における女性リーダーの育成が求められています。

本市の政策・方針決定過程の場である審議会等における女性委員の割合をみると、令和6年度(2024年度)では、本市は37.8%、県内市町村平均は34.8%、福岡県は42.1%となっており、県内市町村平均より高くなっていますが、福岡県より下回っている状況です。

市条例第3条第3項では「男女は、社会の対等な構成員として、市の政策又は家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野における方針の立案及び決定の場に参画する機会が、平等に確保されなければならない。」とされ、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するための必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する、いわゆる積極的改善措置をとることが求められています。

市民意識調査をみると、女性は、政策・方針決定過程の場である県や市の審議会委員として就任を依頼された場合に約8割が「断る」と回答しています。断る理由としては、「知識や経験の面で不安があるから」「責任が重いから」が上位に上がっています。子育て・教育、介護・保健・医療、防災等の様々な分野において、行政への支援ニーズが多様化、複雑化しており、支援を要する当事者に関わる機会の多い女性が政策・方針決定過程の場へ参画することは、当事者の意見の反映につながり、より質の高い行政サービスの提供が可能となります。女性の知識不足や経験不足への不安を解消し、政策・方針決定過程への女性の参画を拡充していくために、女性登用率の目標値を設定し、女性リーダー育成の支援及び女性リーダー研修などの情報提供をいっそう進めます。また、本市の様々な分野で活躍する女性に対して、研修やセミナー等への参加を促します。

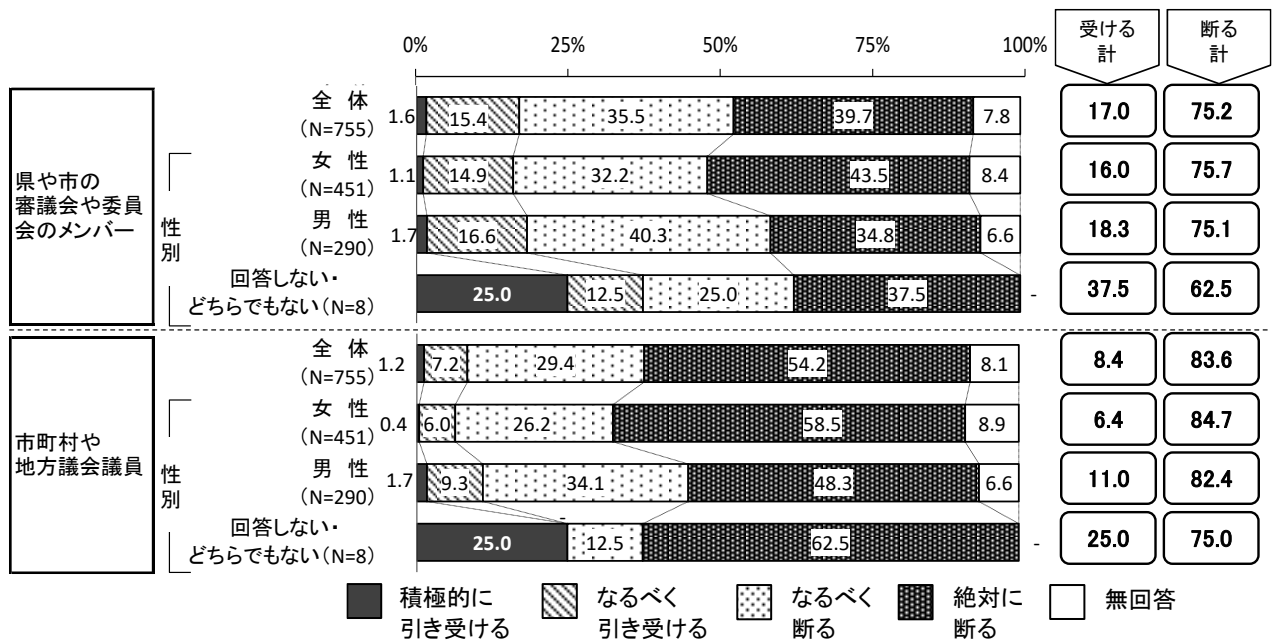
【具体的な施策】

NO.	取組	取組の概要
(18)	審議会等への女性の積極的登用	政策・方針決定過程の場への女性の参画を図るため、審議会等への女性委員の登用率について目標値を設定し積極的な登用を進めます。
(19)	女性の人材発掘・人材育成の促進	女性のエンパワーメント研修や人材登録制度等により、方針決定の場などで活躍する女性の育成に取り組めます。本市で活躍する女性については、広報やSNS等で紹介していきます。また、地域や団体等に向けてセミナー等の周知を行い、女性の参画拡大を進めます。

【参考データ】

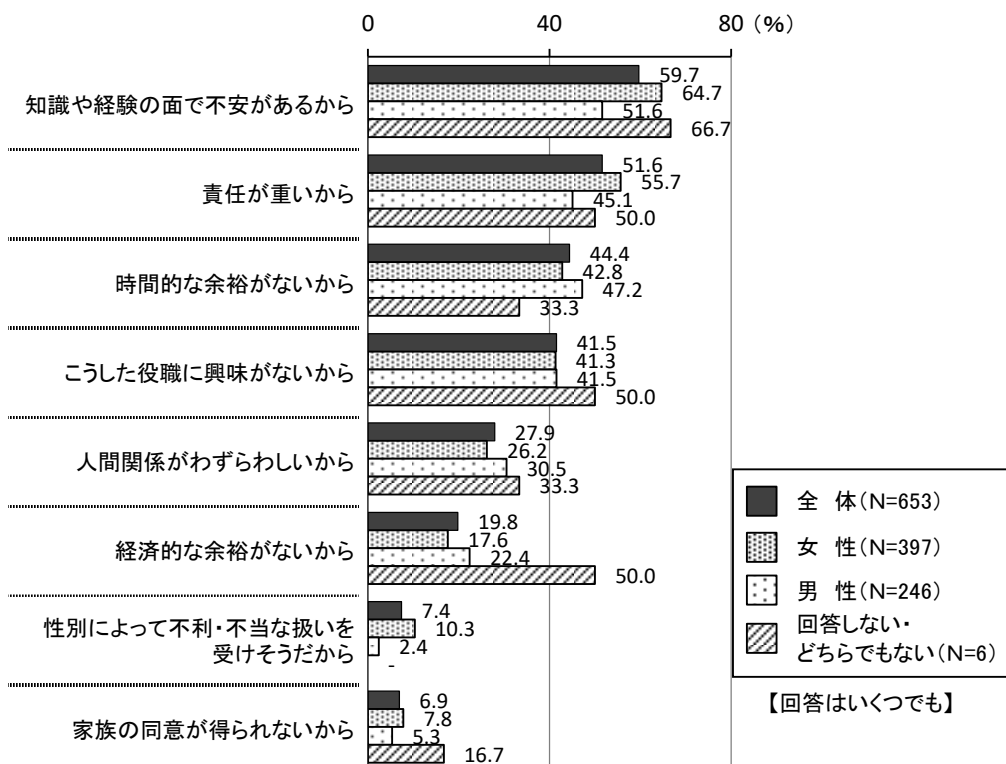
◆市民意識調査

図表4-2-8 役職、公職への就任や立候補の依頼への対応[全体、性別]【再掲】



※『受ける』=「積極的に引き受ける」+「なるべく引き受ける」
 『断る』=「絶対に断る」+「なるべく断る」

図表4-2-9 役職、公職への就任や立候補の依頼を断る理由[全体、性別]【再掲】



基本的施策2 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

地域社会で男女共同参画を実現し、多様性が反映された豊かな生活の場としていくためには、地域社会のあらゆる意思決定の場に住民同士が対等な立場で参画し、多様な考え方を生かしていくことが大切です。

市民意識調査では、地域活動における女性の役職就任や積極的な参画に対して賛成派が約6割で半数を超えているものの、地域の役職を依頼されたら断ると回答した女性は約8割を占めています。こうした意識や状況の背景として、地域において、未だに固定的な性別役割分担意識が根強く残り、「社会通念、慣習、しきたりなど」では男性が優遇され、意思決定にかかわる役職の多くが男性に偏っていることがあげられます。

地域活動の場において、女性の意思決定の場への参画がさらに促進されるよう、自治協議会など地域団体の役員を対象に男女共同参画の重要性について意識啓発を進めていきます。また、誰もが対等なパートナーとして方針決定の過程へ参画できるよう、市民団体などへの活動支援を充実します。

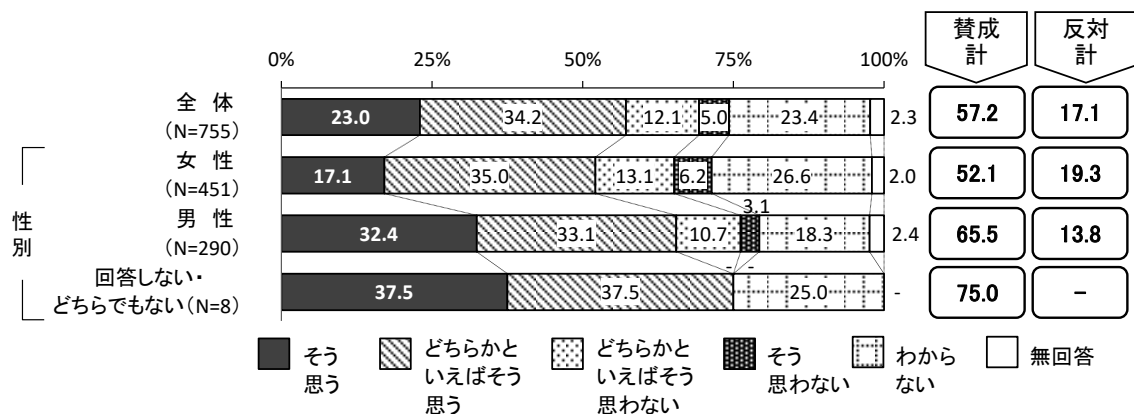
【具体的な施策】

NO.	取組	取組の概要
(20)	地域活動へ参画しやすい環境づくり	自治協議会など地域の団体と連携を深めて、男女共同参画に関する啓発や情報提供を行い、男女がともに積極的に地域活動ができる環境を整備します。
(21)	男女共同参画団体の育成	女性リーダー養成講座などを開催するとともに県などの研修や講座について情報提供を行い、男女共同参画に取り組む地域団体の育成に取り組みます。また、団体の活動に対して支援していきます。

【参考データ】

◆市民意識調査

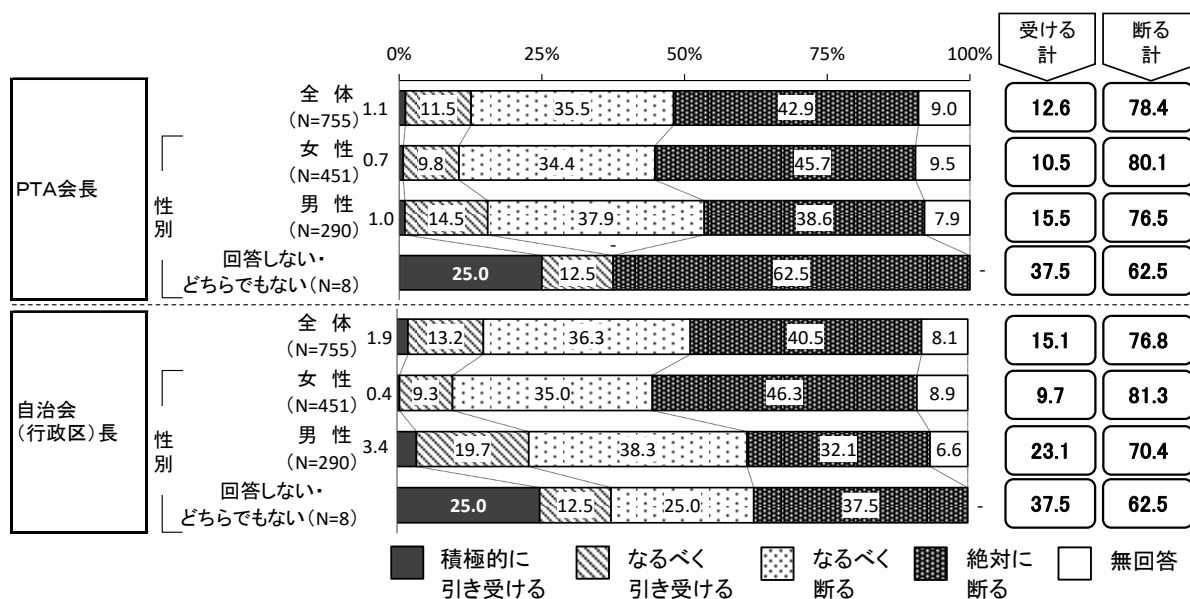
図表4-2-10 地域活動における女性の積極的な参画について[全体、性別]



※『賛成』=「そう思う」+「どちらかといえはそう思う」

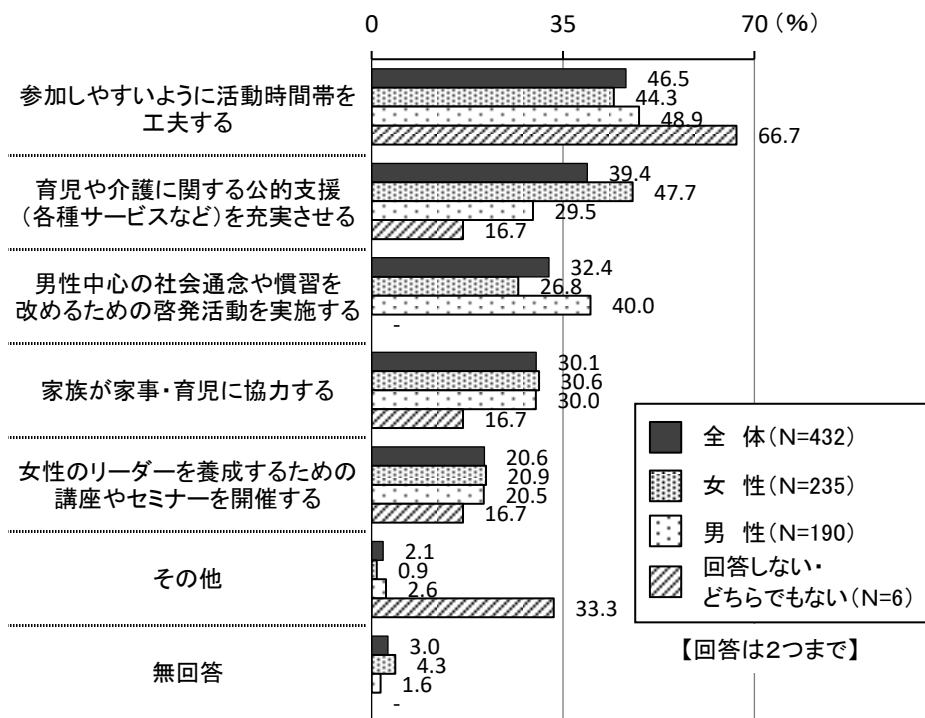
『反対』=「そう思わない」+「どちらかといえはそう思わない」

図表4-2-11 役職、公職への就任や立候補の依頼への対応[全体、性別]



※『受ける』＝「積極的に引き受ける」＋「なるべく引き受ける」
 『断る』＝「絶対に断る」＋「なるべく断る」

図表4-2-12 女性の「参画」をすすめるために必要なこと[全体、性別]



基本的施策3 防災・災害対策における男女共同参画の推進

【現状と課題】

近年の大規模災害の発生や感染症の流行から、すべての人の生活が脅かされる状況にあっては、高齢者や乳幼児など配慮を必要とする立場にある人々がより深刻な影響を受けることが明らかになりました。これらの状況を受けて国においては、防災・復興における男女共同参画の推進に取り組んできており、第6次計画の基本方針においても、ジェンダーの視点から男女で異なる課題に対応する重要性を改めて指摘しています。

市民意識調査では、防災・災害対策において、性別に配慮する必要性を大半の人が感じており、避難所運営や備品整備等に男女それぞれの視点に立った意見を取り入れ、男女双方が避難所運営の責任者としてかかわる仕組みを構築していくことが重視されています。

非常時に女性や社会的に弱い立場におかれる人々に適切な支援が届くよう、平常時から地域社会の意思決定の場への女性参画の重要性を啓発していかなければなりません。

防災・災害対策において、男女双方の視点を取り入れた整備がなされるよう、市民に対する防災指導や啓発活動に努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程の場への女性の参画を促します。

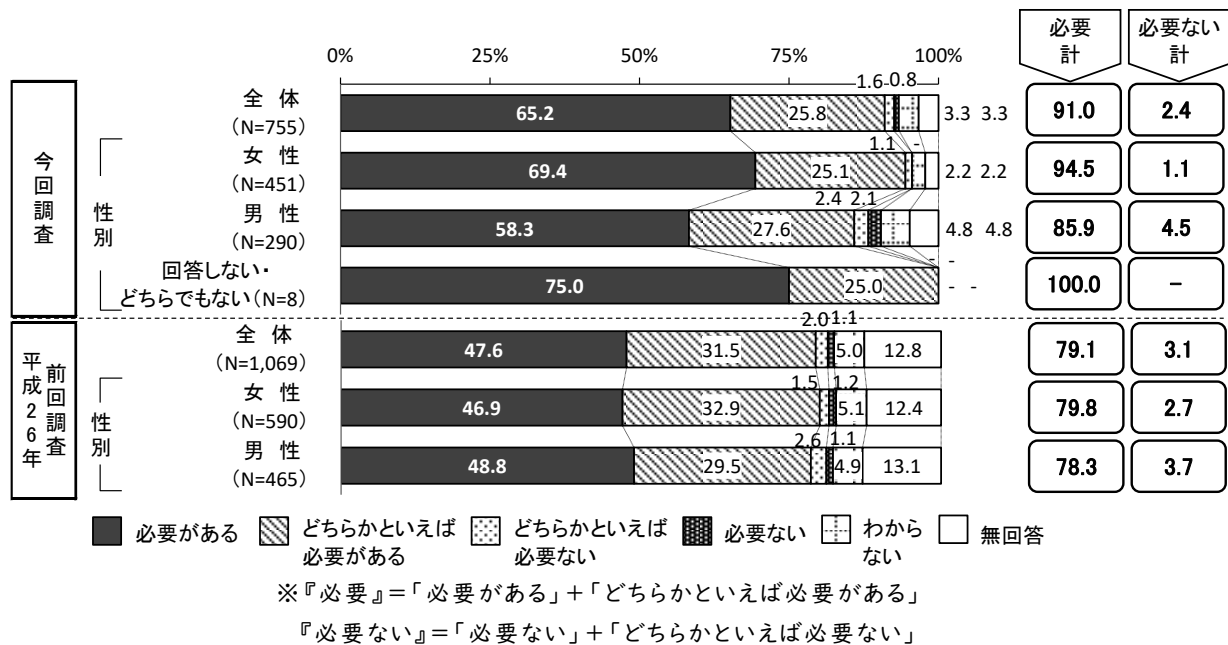
【具体的な施策】

NO.	取組	取組の概要
(22)	防災活動での男女共同参画の推進	自治協議会、自主防災組織や各種団体に対して防災に関する訓練や講座などを開催し、災害時に男女が一体となって活動できるよう、地域の防災力の強化を図ります。
(23)	男女共同参画の視点に立った防災対策	災害時の被災者支援における男女のニーズの違いや、高齢者、乳幼児、女性などに対して男女双方の視点から配慮がなされるよう、防災に関する政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大に努めます。

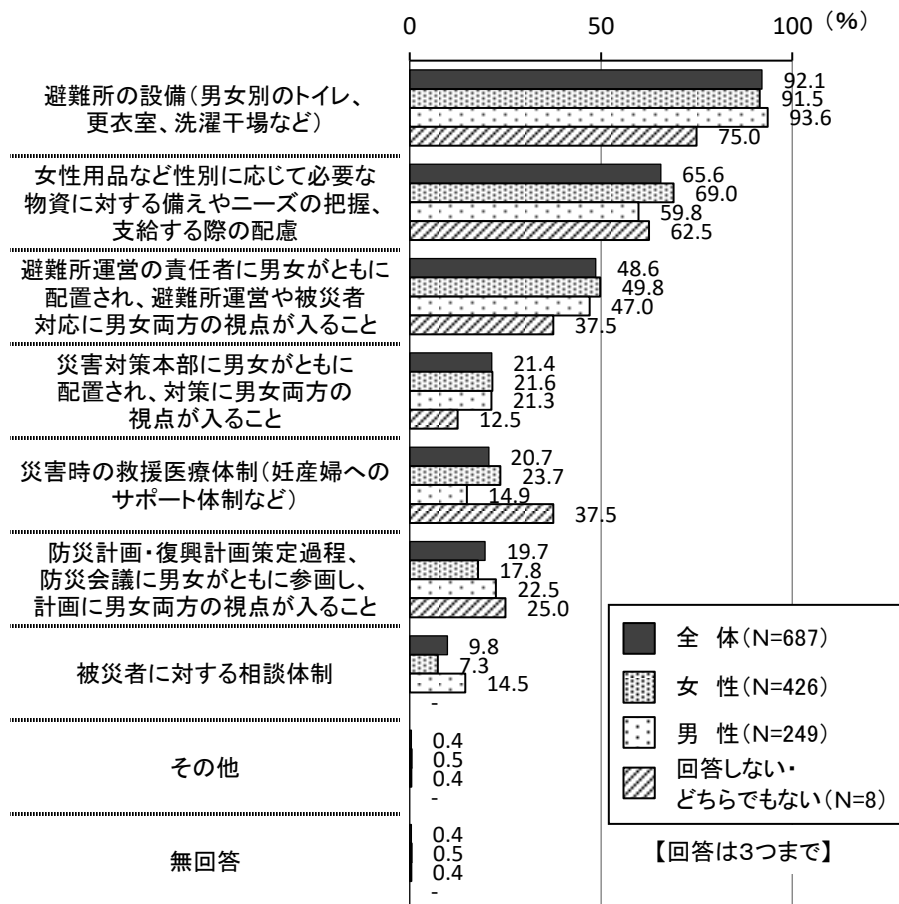
【参考データ】

◆市民意識調査

図表4-2-13 性別に配慮した防災・復興対策の必要性[全体、性別](前回調査比較)



図表4-2-14 防災・復興対策において、性別に配慮した対応が必要なこと (全体・性別)



基本目標4 誰もが安心して暮らせる社会づくり

基本的施策1 あらゆる暴力の根絶に向けた取組

【現状と課題】

市条例第9条では性別による差別の禁止が定められており、第1項「何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性を理由とした差別的な取扱いをしてはならない。」ことがあげられて、第2項では「何人も、他の者の意思に反し、性的な嫌がらせにより不快感や不利益を与え、又はその生活環境を害することをしてはならない。」と定められています。

セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントやDVなど、性を理由とした差別的な扱いによる暴力は男女共同参画社会の形成を阻害する重大な人権侵害です。これらの暴力の根絶と被害者の救済に関しては、「男女雇用機会均等法」、「働き方改革関連法」、「DV防止法」などにおいて法改正が重ねられ、法的整備が進んできました。また、令和6年(2024年)に施行された「女性支援新法」では、性暴力・性的被害や性的搾取により生活に困難を抱える女性への支援が求められています。

市民意識調査では、DV被害について、この5年くらいの間で配偶者・パートナー、恋人から身体的暴力、精神性的暴力などのいずれかの被害を受けた人は2割近くにのぼっています。しかしながら被害を受けた人の約6割は誰にも相談しておらず、被害が潜在化していることも伺えます。

暴力の根絶に向けた意識を醸成し被害者が相談しやすい社会となるように、これまでの人権教育や啓発事業を継続的に進め、性別による人権侵害を根絶する視点でこれらの啓発を充実させます。事業所に対しても、ハラスメントなど職場における暴力の防止と被害者救済のために、人権尊重の意識の醸成を図り、法や制度について最新の情報を提供するなど、取組を推進します。

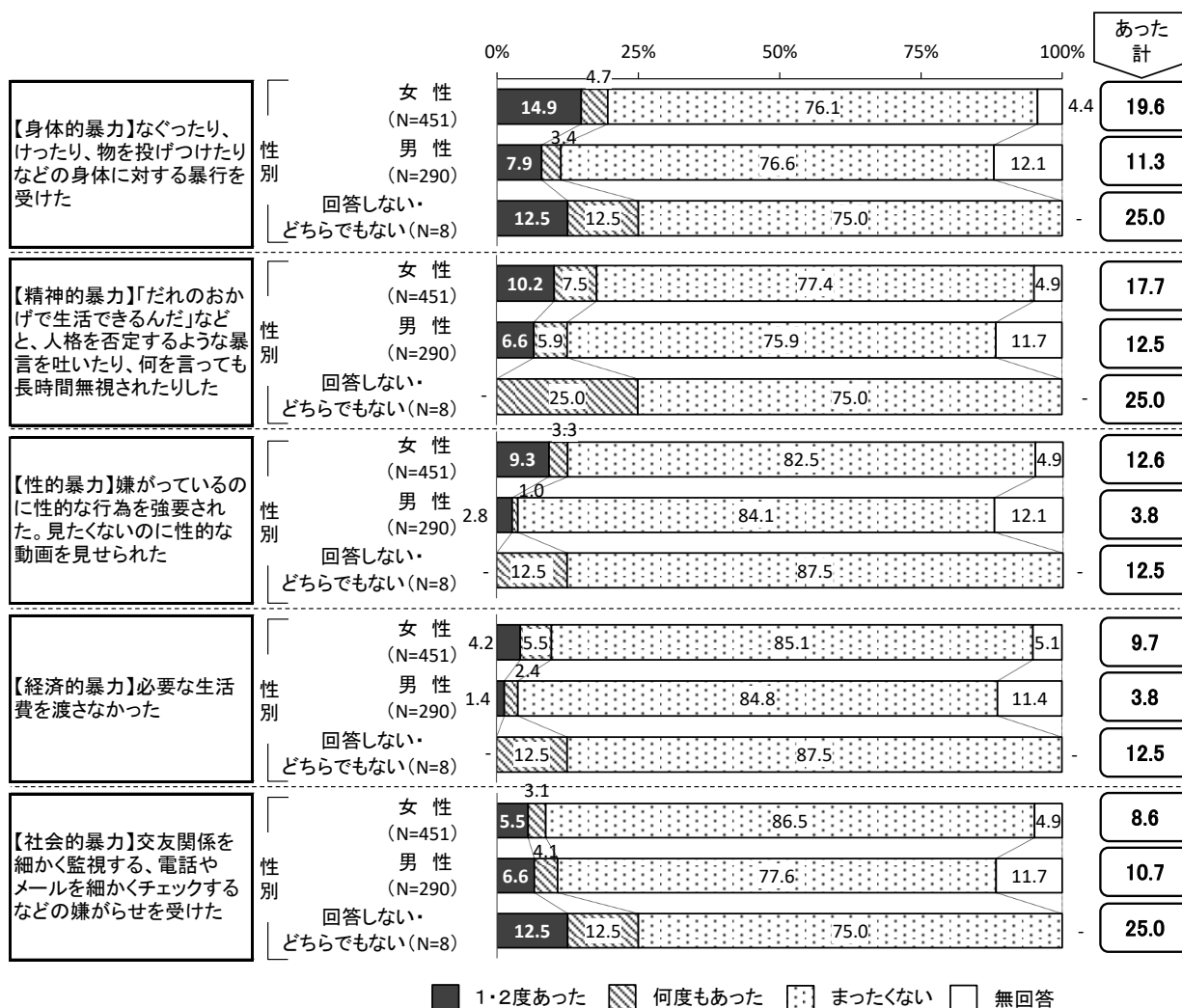
【具体的な施策】

NO.	取組	取組の概要
(24)	暴力を許さない意識づくり	あらゆる暴力の根絶に向けて、DVについての正しい理解の浸透を図るとともに「DV防止法」などの関係法の広報・啓発活動を充実し、DV等の性暴力を許容しない意識を醸成し、暴力等の被害防止に取り組めます。
(25)	暴力防止に向けた学習機会の提供	男女が互いの人権を尊重し合い、対等な関係を築くことができるよう、人権教育を推進するとともに、DVの防止に向けた講演会や研修会等を開催します。
(26)	セクシュアル・ハラスメント等の防止	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント※等多様なハラスメントの防止に向けて、ハラスメントについての正しい理解の浸透を図るために広報や出前講座など様々な機会を通して市民及び事業所に向けて関係法や制度の周知と啓発を行います。

【参考データ】

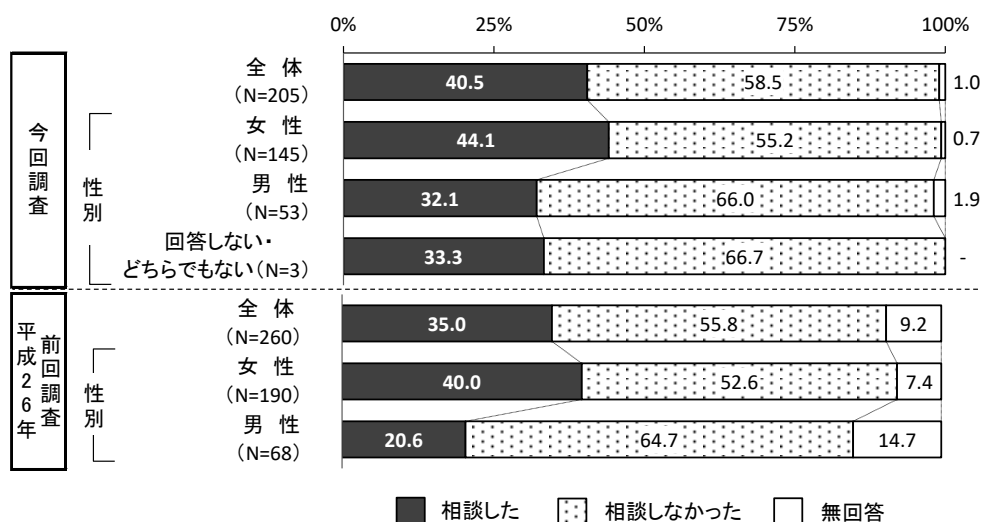
◆市民意識調査

図表4-2-15 配偶者や交際相手からの被害経験[性別] (全体・性別)【再掲】



※『あった』=「1・2度あった」+「何度もあった」

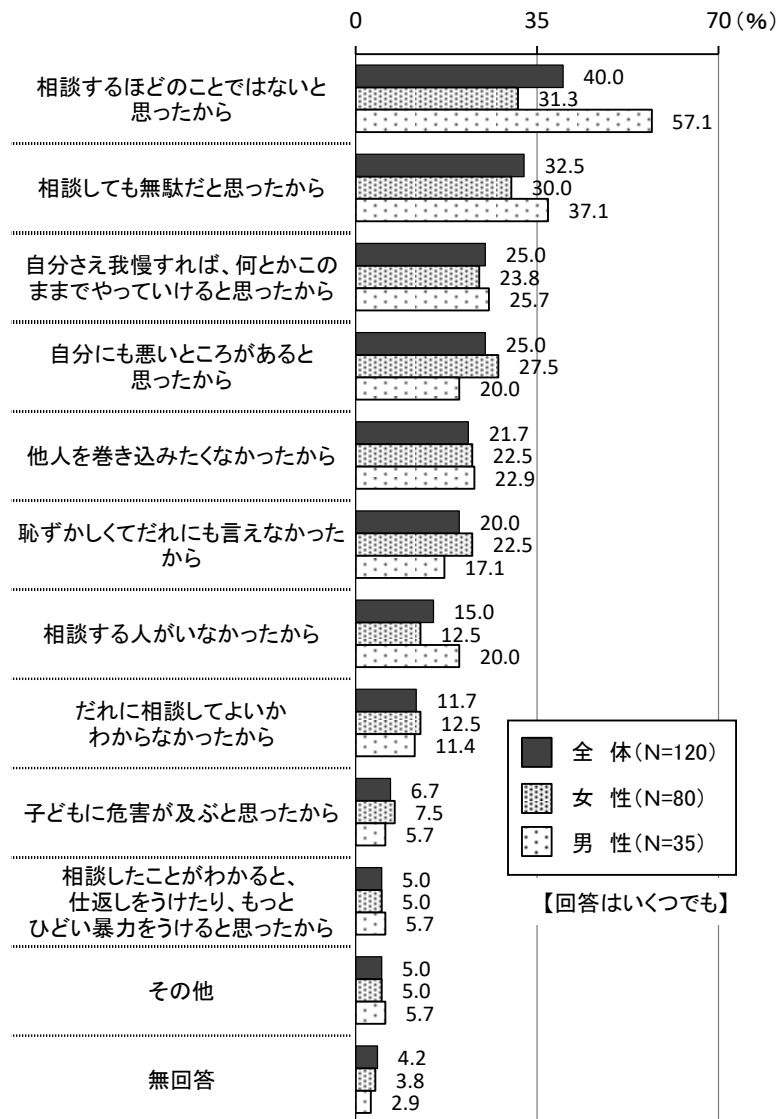
図表4-2-16 被害を受けた際の相談の有無[全体、性別] (前回調査比較)



【参考データ】

◆市民意識調査

図表4-2-17 被害を受けた際に相談しなかった理由[全体、性別]



基本的施策2 DV相談体制と被害者保護及び支援の充実

【現状と課題】

本計画は、「DV防止法」に基づく市の基本計画と位置づけられています。市条例第9条第3項には「何人も、配偶者(婚姻届をしていないが婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)その他の親密な関係にある者に対して身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力行為をしてはならない。」と定められており、これに基づきDV対策に取り組んできました。

DVは家庭内で行われることが多いため、外部からの発見が困難で被害が潜在化しやすく深刻化しやすいという特徴があります。暴力の被害を長期化・拡大化させないため、早期の相談や第三者による早期発見・早期介入は重要です。

市民意識調査では、暴力を防止するための方法として、「身近な相談窓口を増やすこと」が高くあげられていました。

配偶者等に対する暴力が児童虐待や高齢者虐待などと複合的に発生することを踏まえ、市では庁内の連携と共に庁外の関係機関等とも連携して支援を行ってきました。今後とも、相談体制の充実とともに、相談窓口のさらなる周知と相談機能の一層の充実に努め、DV防止と被害者の包括的な支援に取り組めます。その際には、被害者やその同伴者の一時保護が安全かつ確実に実施できるよう支援を行い、被害者の個人情報保護を徹底します。また、被害者の自立に向けて、当事者の立場に寄り添った支援に努めます。

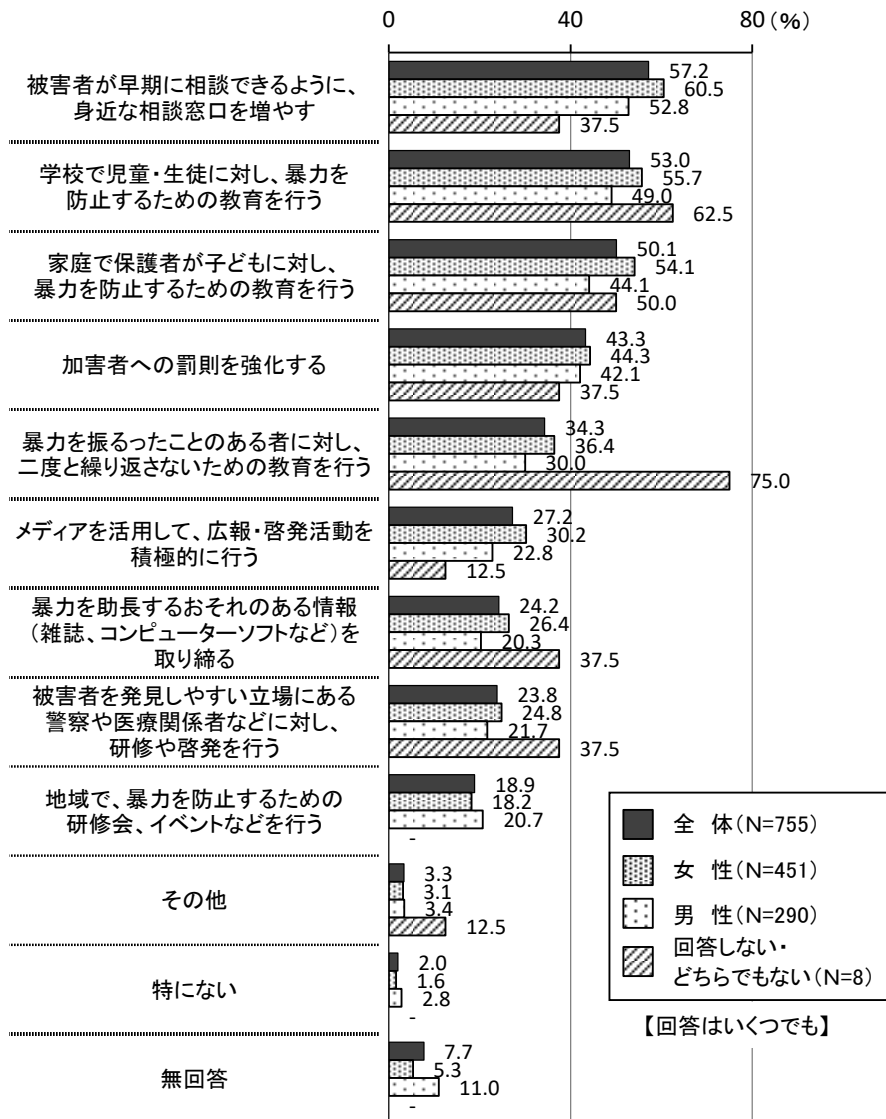
【具体的な施策】

NO.	取組	取組の概要
(27)	早期相談の促進と相談体制の充実	DVに対する通報の意義と必要性について市民の理解を促すとともに、医療機関や保育・教育機関、民生委員児童委員などの関係機関と被害者の早期発見及び通報について連携を図ります。 また、庁内各課の連携による相談体制の充実に努め、市の相談窓口について周知していきます。
(28)	関係機関との連携強化	DV被害者に対する適切な支援を行うため、庁内外を問わず関係機関におけるネットワークを構築します。
(29)	被害者の安全確保	加害者からの暴力回避のため、被害者やその同伴者が一時的に避難するなどの緊急時において、被害者の安全確保、個人情報の保護を徹底します。また、関係各課及び医療機関、警察、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携を図り、被害者への迅速で適切な支援に努めます。
(30)	自立への支援	被害者やその同伴者が自立できるよう、安定した生活基盤を確保し、被害者に対して支援のための情報提供や心身における支援体制を充実します。

【参考データ】

◆市民意識調査

図表4-2-18 暴力を防止する方法[全体、性別]



基本的施策3 生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向けては、市民一人ひとりが性別に関わらず、生涯にわたって身体的、精神的、社会的に健康で充実した生活を送ることは重要です。

生涯を通じた健康の保持のためには、性別によってかかりやすい病気が異なる状況などを踏まえ、それぞれの性に応じた健康づくりの取組が求められます。現状では、男性は、食事のとり方や栄養、生活習慣病の原因となる飲酒・喫煙など、健康についての関心が低い傾向が指摘されています。また、女性は、妊娠や出産の可能性があり、ライフステージ※を通して男性とは異なった健康上の問題に配慮する必要があります。性についての正しい知識に基づいて自分自身の身体や性に関する自己決定をする権利、いわゆる「リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」は、男女共同参画社会を形成していくうえで基盤となる人権です。

市民意識調査によると、妊娠や性に関して「女性の意思が尊重されるべき」に賛成する割合は7割にとどまり、リプロダクティブ・ヘルス&ライツについての理解が浸透しているとはいえません。

各種健康診断や健康相談、健康教育事業を通じ、市民一人ひとりが自身の健康を管理できるよう支援していきます。リプロダクティブ・ヘルス&ライツの理解促進に向けて、様々な機会をとらえて年代に応じた啓発を実施します。また、女性特有の健康問題を踏まえ、妊娠出産期における母子の心身の健康保持や更年期への支援を充実します。子どもの発達段階に応じて人の権利や生命を大切にする心を育む性教育を推進します。

男女がそれぞれの身体的性差を十分に理解し合い、生涯を通じていきいきとした生活ができるよう支援と啓発を行います。

【具体的な施策】

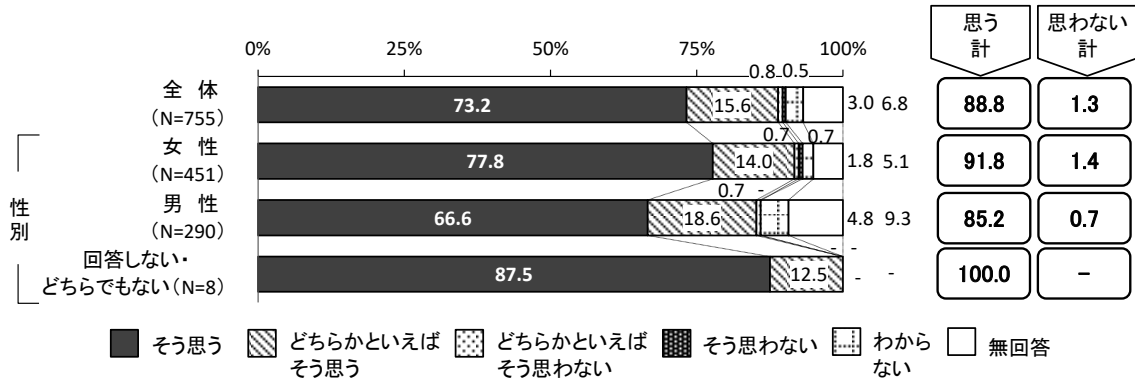
NO.	取組	取組の概要
(31)	生涯にわたる健康の保持・増進	男女が共にいきいきと暮らしていくために、柔軟な各種検診(健診)の体制づくりを行い、性別やライフステージに応じた保健指導や健康教育を実施して、生涯を通じた健康づくりを支援します。 また、妊娠初期から育児期にわたって、子どもとその母親の心身の健康について支援していきます。 さらに、性や子どもを産むことについて女性の意思が尊重され、自分の身体に関する自分を自分で決められる権利(リプロダクティブ・ヘルス&ライツ)について周知・啓発し、男女がお互いの身体的特性を十分に理解し、認識を深めるための啓発に取り組めます。

【参考データ】

◆市民意識調査

図表4-2-19 妊娠や性に関して、配偶者・パートナー・恋人との間で十分話し合うべきである

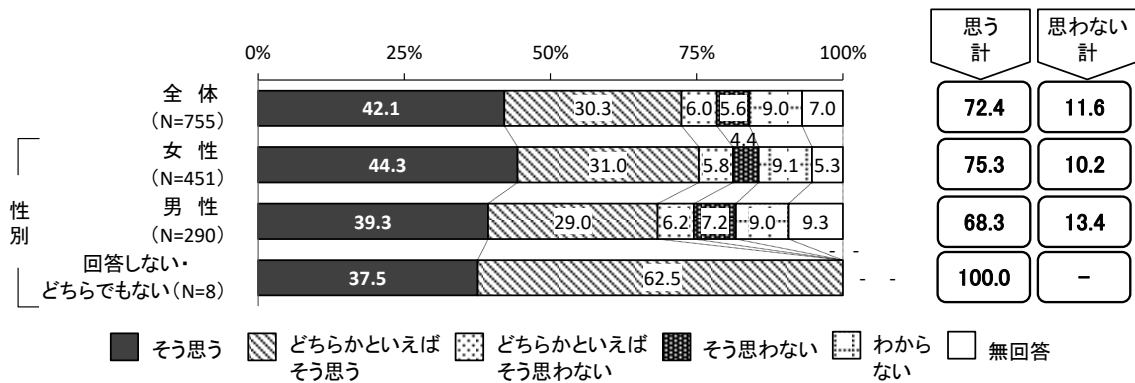
[全体、性別]



※『思う』=「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」

『思わない』=「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」

図表4-2-19 妊娠や性に関して、配偶者・パートナー・恋人と合意できない場合には、女性の意思が尊重されるべきである[全体、性別]



※『思う』=「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」

『思わない』=「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」

基本的施策4 様々な困難を抱える女性等への支援

【現状と課題】

高齢者や障がい者、外国人、ひとり親世帯などは、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。人々の暮らしの多様化に伴い支援へのニーズも複合化しており、日常生活や地域生活を営むことが困難な人が増加しているため、令和2年(2020年)に社会福祉法が改正され、重層的な支援体制の整備が市町村の地域福祉計画に位置付けられました。また、令和6年(2024年)に施行された「女性支援新法」では、女性が抱える問題の多様化、複雑化に対応するために市町村には最も身近な相談先としての役割と必要な支援の包括的な提供が求められています。

本市では、これまで、高齢者や障がい者に関わる各個別計画に基づいて支援体制を整備してきました。また、ひとり親家庭に対しては、生活自立に向けた各種制度等の情報提供や相談窓口の整備などを充実してきました。さらに、外国人に対しては、多文化交流イベントや防災情報の多言語発信など、多文化共生のまちづくりを進めてきました。今後も、これらの従来の取組を充実させるとともに、男女共同参画の視点で、困難を抱える女性が性別を理由に不利になることがないよう、男女共同参画の視点で支援事業に取り組めます。

【具体的な取組】

NO.	取組	取組の概要
(32)	様々な困難を抱える人々への支援	高齢者や障がい者、生活の困窮、外国人、ひとり親家庭等の様々な生活上の困難を抱えている人々が、安心して暮らせるよう相談と支援事業を実施します。また、経済的支援や生活自立に向けての支援に関する情報を提供します。

3 計画の成果指標

本計画の令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間における成果指標を基本目標ごとに以下のように掲げ、計画の成果を図る指標とします。

基本目標1 男女共同参画社会を推進する意識づくり

成果指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和17年度)
「男は仕事、女は家庭」という、固定的性別役割分担の考え方について『反対』の割合(※1)	80.0%	90.0%
「社会通念・慣習・しきたり等」について、「平等になっている」と思う人の割合(※1)	11.0%	30.0%

基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり

成果指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和17年度)
市の支援・施策に基づく女性の起業・創業者数(※3)	5件	9件
「ワーク・ライフ・バランス」について見たり聞いたりしたことのある人の割合(※1)	26.8%	45.0%

基本目標3 男女がともに参画し支え合うまちづくり

成果指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和17年度)
審議会・委員会等における女性委員の登用率 ※地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性登用	37.8%	40.0%

基本目標4 誰もが安心して暮らせる社会づくり

成果指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和17年度)
DVを受けたことがある人のうち、だれかに「相談した人」の割合(※1)	40.5%	70.0%
①セクシュアル・ハラスメント②マタニティ・ハラスメント③パワー・ハラスメントの防止に「取り組んでいる」事業所の割合(※2)	①34.8% ②30.4% ③34.8%	①100.0% ②100.0% ③100.0%

※1 令和6年度市民意識調査結果 ※2 令和6年度事業所調査結果

※3 現状値は、令和6年度の数値

第5章 計画の推進

- 1 推進体制の充実
- 2 市民や関係団体との協働
- 3 特定事業主行動計画の推進
- 4 計画の進行管理

第5章 計画の推進

男女共同参画の推進に関する施策は幅広い分野にわたっており、あらゆる施策の計画、実施、評価の各段階に男女共同参画の視点を入れていくこと（ジェンダー主流化）が不可欠です。

そのためには、市内のすべての部署、すべての職員が、男女共同参画についての理解を深め、互いに連携しながら施策の推進にあたらなければなりません。市内での適切な連携を図るとともに、国や県、近隣自治体、市内の各種団体等とも連携を深め、本計画の推進にあたります。また、市職員が率先垂範して男女共同参画社会の実現に向けて行動できるよう、職員への啓発や市内の環境整備を進めます。

1 推進体制の充実

【具体的な施策】

NO.	取組	取組の概要
(1)	男女共同参画推進委員会	本計画は幅広い分野にかかわっているため、各職場から男女共同参画に関係する係長を中心とした男女共同参画推進委員会を設置し、全ての職員が男女共同参画社会の実現をめざすという共通認識を持って事業を行うよう、意識啓発や情報共有に積極的に取り組みます。
(2)	男女共同参画審議会	有識者、市民からの公募、男女共同参画に関連する団体の委員で構成された男女共同参画審議会を設置し、市長の諮問を受けて計画の策定について審議します。 また、計画の実施状況の把握・点検など、男女共同参画の推進に関する事項について審議を行うことで、本計画の推進を図ります。
(3)	男女共同参画センター運営委員会	有識者、男女共同参画センター利用者、男女共同参画事業に関連する団体の委員で構成された男女共同参画センター運営委員会を設置し、本計画に基づいて実施される男女共同参画センター事業の運営状況について審議することにより、本計画の推進を図ります。

2 市民や関係団体との協働

【具体的な施策】

NO.	取組	取組の概要
(4)	市民・企業との協働による推進	市民に対しては、市民との協働によるまちづくりとして、男女共同参画の視点に立った地域づくりを促すことにより、本計画の推進に努めます。 企業に対しては、企業との共催による男女共同参画推進事業を実施し、事業運営にかかわることで、男女共同参画に対する意識の向上に努めます。
(5)	国・県・他市町村、関係機関との連携	内閣府男女共同参画局や福岡県、福岡県男女共同参画センター、福岡県筑後労働者支援事務所、福岡県北筑後保健福祉環境事務所などの国や県の関係機関、近隣市町村との連携を図り、総合的、効果的な男女共同参画推進に努めます。また、先進事例などの情報収集に努め、収集した情報を広く市民に提供します。

3 特定事業主行動計画の推進

【具体的な施策】

NO.	取組	取組の概要
(6)	男女共同参画に関する職員研修の実施	全ての職員が男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画の視点を持って事業を行うよう、職員への研修を実施します。市においては、女性職員が能力を十分に発揮し、キャリアアップできるよう、各種研修への参加を促します。
(7)	女性管理職の登用	うきは市特定事業主行動計画に基づき、職員の能力向上を図るとともに、一人ひとり能力に応じて女性職員の管理職への登用を推進します。
(8)	職員の育児休業・介護休業の取得推進	うきは市特定事業主行動計画を着実に実行し、職員の仕事と家庭の両立を支援するため、育児休業・介護休業取得を推進するとともに、関連する相談・情報提供を行います。

4 計画の進行管理

【具体的な施策】

NO.	取組	取組の概要
(9)	計画の進捗管理	本計画に基づき3カ年の実施計画を作成し、毎年、執行状況、実績、評価指標の達成度等を審議会に報告することにより、必要な見直しを行いながら施策を推進します。
(10)	市民意識調査の実施	本計画の期間の最終年には、市民意識調査の実施やパブリック・コメントの募集を行い、広く市民からの意見を取り入れることで、行政に対する要望を把握し、施策に反映させます。さらに、社会情勢の変化等を踏まえて新たな計画を策定します。

資料編

- 1 うきは市男女共同参画推進条例
- 2 うきは市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例
- 3 うきは市男女共同参画審議会規則
- 4 諮問書
- 5 答申書
- 6 うきは市男女共同参画審議会委員名簿
- 7 うきは市男女共同参画基本計画策定の経過
- 8 計画策定の経過(審議会委員ワークショップ)
- 9 関連法
 - (1)男女共同参画社会基本法
 - (2)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
 - (3)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
 - (4)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 10 用語解説

資料編

1 うきは市男女共同参画推進条例

平成 18 年 6 月 30 日

うきは市条例第 45 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）

第 2 章 基本的施策（第 11 条—第 18 条）

第 3 章 諮問機関の設置（第 19 条）

第 4 章 雑則（第 20 条）

附則

日本国憲法では、国民は基本的人権を保障され法の下に平等であるとされています。

国においては、男女共同参画社会基本法が平成 11 年 6 月 23 日制定されました。

うきは市では、平成 17 年 3 月 20 日 うきは市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例が制定され、あらゆる差別のないまちづくりのため取り組みを行っています。

しかし、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会制度や慣行は、今なお根強く残っています。これらを解消し、真の男女平等を実現するためには、なお一層の努力が不可欠です。

さらに、今日の社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、豊かで活力ある未来を築くためにも、すべての人が性にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められています。そのためには、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる場において、行政、市民、事業所等が協働して、男女共同参画を推進しなければなりません。

ここに私たちは、すべての人が自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きる喜びを実感することができる男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、うきは市（以下「市」という。）における男女共同参画社会を推進するための基本理念を定め、行政、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより性別にかかわらず、すべての人の人権が保障され男女が共にあらゆる分野における活動に参画し、豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例においての用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことをいう。
- （2）固定的性別役割分担意識 「男性は仕事を中心、女性は家事、育児、介護が中心」というように性別によって役割を決めようとする意識のことをいう。
- （3）積極的改善措置 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するための必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （4）市民 市内に居住する者、通勤する者、通学する者及び市内を活動の拠点としている者をいう。

(5) 事業者等 市内において、公的機関、民間を問わず、かつ、営利、非営利を問わず事業や活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(6) 審議会等 市の政策や方針について審議する機関で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4に規定する附属機関及びこれに準ずる機関のことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次の各号に掲げる理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が直接的又は間接的であるかを問わず、性による差別的な取扱いを受けることなく、共に個性と能力を発揮する機会が保障され、個人として尊重されなければならない。
- (2) 男女は、社会で活動するにあたって、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている場合、その要因が取り除かれるよう配慮されなければならない。
- (3) 男女は、社会の対等な構成員として、市の政策又は家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野における方針の立案及び決定の場に参画する機会が、平等に確保されなければならない。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における子の養育、家族の介護等、その他の家庭生活において家族の対等な一員としての役割を円滑に果たし、かつ、就労をはじめとする社会活動に平等に参画できるよう配慮されなければならない。
- (5) 男女平等の意識の形成について、教育は重要な役割を果たすため、あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育が行われなければならない。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取り組みは、国際社会における取り組みと密接な関係にあることから、平和を基盤とした国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的かつ計画的に進めなければならない。

2 市は、男女共同参画推進施策の推進について、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに市民及び事業者等の理解が深まるように、必要な啓発や学習機会の充実等を積極的に行わなければならない。

3 市は、その実施する男女共同参画推進施策以外の施策の策定や実施にあたって、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念について理解を深め、男女共同参画社会の推進に協力するように努めなければならない。

2 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、固定的性別役割分担意識その他男女平等を妨げている要因を取り除き、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その事業や活動を行うにあたって、基本理念に基づいて、男女共同参画社会の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者等は、その事業や活動を行うにおいて男女が共に均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介護、その他の家庭における役割を平等に果たしながら事業や活動を営むことができるよう就労条件や環境等の整備に努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念に基づいて、教育を行うにあたって男女共同参画の推進に努めなければならない。

(補助金交付団体の責務)

第8条 市から運営又は活動に対する補助金を受けている団体は、市の求めに応じて、男女共同参画の推進状況を報告するように努めなければならない。

(性別による差別の禁止等)

第9条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性を理由とした差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、他の者の意思に反し、性的な嫌がらせにより不快感や不利益を与え、又はその生活環境を害することをしてはならない。

3 何人も、配偶者(婚姻届をしていないが婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)その他の親密な関係にある者に対して身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力行為をしてはならない。

(情報の制限)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、固定的性別役割分担意識を助長する表現、性による人権侵害に結びつく表現、又は過度に性的な表現を行ってはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画の策定)

第11条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づいて、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次の各号について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3) 市長は、基本計画を策定したとき、速やかにこれを公表しなければならない。

(4) 前号の規定は、基本計画の変更についても準用する。

(啓発活動等)

第12条 市は、男女共同参画に関する市民の関心及び理解を深めるため、情報の提供及び啓発活動を行わなければならない。

(調査研究等)

第13条 市は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的に実施するにあたり、情報の収集及び分析その他の調査研究を行わなければならない。

(教育の場における支援)

第14条 市は、基本理念に基づいて、就学前教育、学校教育、社会教育、家庭教育等、あらゆる教育の分野において、男女共同参画を促進するため教育の充実を図らなければならない。

2 市は、前項に掲げる男女共同参画を促進する教育の実現を図るため、教育にかかわる者に対し、男女共同参画の促進に関する研修を実施しなければならない。

(家庭、地域における支援)

第15条 市は、男女が家庭、地域において固定的性別役割分担意識にとらわれない対等な関係を築き、それぞれの場に平等に参画できるよう、必要な啓発と支援を行わなければならない。

(事業者等に対する支援)

第16条 市は、事業者等に対し、男女共同参画に関するさまざまな情報の提供を行うとともに、その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(農業者への支援)

第17条 市は、本市の基幹産業の一つである農業における男女共同参画を推進するために男性と共に主要な役割を担う女性が、家庭及び社会の対等な構成員として適正な評価を受け、経営への参画及び能力の開発がされ、家庭生活との両立ができるよう、情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

(相談窓口の設置)

第18条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の推進を阻害する問題の解決を図るため、相談窓口を置かなければならない。

2 市は、前項の相談を受けた場合、他の関係機関等と連携し、必要な支援を積極的に行なわなければならない。

第3章 諮問機関の設置

(設置)

第19条 市は、市長の諮問に応じ、推進計画の策定及び変更等の重要事項について調査審議し、又は男女共同参画推進施策の実施状況について意見を聴くため、うきは市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 うきは市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例

平成 17 年 3 月 20 日

条例 第 135 号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保護し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申の精神にのっとり、最も深刻して重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、速やかに部落差別等の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の課題)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも部落差別をはじめ、人権侵害に関する行為をしないように努めるものとする。

(市の施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために必要な施策について、市民及び関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

2 前項の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ調査等を行うものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と連携の上、人権啓発活動を積極的に推進し、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成 17 年 3 月 20 日から施行する。

3 うきは市男女共同参画審議会規則

(平成 18 年 8 月 23 日規則第 23 号)

改正 平成 22 年 10 月 25 日規則第 30 号 平成 24 年 4 月 1 日規則第 8 号
平成 24 年 10 月 4 日規則第 25 号 平成 27 年 3 月 31 日規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、うきは市男女共同参画推進条例(平成 18 年うきは市条例第 45 号。以下「条例」という。)第 19 条の規定による、うきは市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 1 人
- (2) 公募による者 4 人以内
- (3) その他市長が必要と認めた者 10 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、審議会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し会長が欠けたとき又は、会長に事故あるときはその職を代行する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 8 条 審議会に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属すべき委員の互選によってこれを定める。

(審議会の庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、男女共同参画推進室において行う。

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 8 月 23 日から施行する。

附 則(平成 22 年 10 月 25 日規則第 30 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 4 日規則第 25 号)

この規則は、平成 24 年 11 月 30 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後のうきは市男女共同参画審議会規則の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

4 諮問書

7う男女第12号
令和7年5月28日

うきは市男女共同参画審議会会長 様

うきは市長 権藤 英樹

第3次うきは市男女共同参画基本計画策定に関する諮問について

うきは市男女共同参画推進条例（平成18年6月30日うきは市条例第45号）第19条第1項の規定に基づき、第3次うきは市男女共同参画基本計画策定に関し、貴審議会の意見を求めます。

記

（諮問理由）

本市は、平成18年6月にうきは市男女共同参画推進条例を施行、平成19年3月に「うきは市男女共同参画基本計画」、平成28年3月に「第2次うきは市男女共同参画基本計画」を策定し、すべての人が性にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。

つきましては、実効性のある施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会の実現の指針となる第3次うきは市男女共同参画基本計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めるものです。

5 答申書

令和8年2月6日

うきは市長 権藤 英樹 様

うきは市男女共同参画審議会
会長 樋口 幸代

第3次うきは市男女共同参画基本計画策定に関する答申について

令和7年5月28日付7う男女第12号で諮問のありました第3次うきは市男女共同参画基本計画策定に関し、うきは市男女共同参画審議会において慎重に調査、審議した結果、別紙のとおり「第3次うきは市男女共同参画基本計画(案)」としてまとめましたので、ここに答申いたします。

記

うきは市男女共同参画審議会は、第3次計画の策定について、うきは市の現状と課題、国や県の動き、社会情勢の変化等を踏まえるとともに、市民意識調査やパブリック・コメント等のご意見をいただき、慎重に審議を重ねてきました。

昨年度実施された市民意識調査では「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識に反対する人の割合が、2014年に実施した調査結果と比較しても増加するなど、意識改革も進みつつあります。

しかしながら、依然として生活の様々な場で「男性優遇」という認識は高く、特に女性に不平等の意識が高いという状況がみられます。

すべての人が性にかかわらず、その個性と能力を發揮できる社会となるためには、今後も継続した啓発を進め、多様化した社会に対応する新たな課題にも積極的に取り組み、あらゆる暴力防止等に向けて更なる啓発や支援体制の充実を図ることが必要です。

当審議会は、うきは市がこの答申を基に実効ある第3次計画を策定され、「一人ひとりがいきいきと輝き つながり 認め合う うきは」の実現に積極的に取り組まれるよう求めます。

6 うきは市男女共同参画審議会委員名簿

氏名	所属団体	備考
石井 康敬	民生委員・児童委員協議会	
上原 紀美子	識見者(久留米大学教授)	
古賀 景子	にじ農業協同組合	
古賀 美子	自治協議会(千年)	
佐々木 尚子	小・中学校長会(吉井小学校)	
佐藤 洋美	社会福祉協議会	
佐々木 芳幸	農業委員会	
西村 磨	公募	
樋口 秀吉	商工会	副会長
樋口 幸代	男女共同参画推進団体(うきは翼の会)	会長

(50音順、敬称略)

うきは市男女共同参画審議会規則 第3条

(1) 識見を有する者 1人

(2) 公募による者 4人以内

(3) その他市長が必要と認めた者 10人以内

女性 6名

男性 4名

7 うきは市男女共同参画基本計画策定の経過

期 日		会議等	内 容
2024年度 (令和6年)	9月20日 ～ 10月21日	市民意識調査 の実施	○男女共同参画に関する市民意識調査の実施 (市民 755人/2,000人 回収率 37.8%)
	10月16日 ～ 11月20日	事業所調査	○男女共同参画に関する事業所調査の実施 (事業所69社/200事業所 回収率 34.5%)
2025年度 (令和7年)	5月28日	第1回審議会	○委嘱状の交付 ○協議事項 (1) 第3次うきは市男女共同参画基本計画策定に伴う諮問について (2) 令和6年度実施 市民意識調査・事業所調査結果について (3) 男女共同参画実施計画 令和6年度事業実績について (4) 審議会・委員会等の委員における女性の参画について
	8月25日	第2回審議会	○協議事項 (1) 男女共同参画に関する国・県の動き (2) 第2次うきは市男女共同参画基本計画の成果と課題(各課ヒアリング結果) (3) 第3次うきは市男女共同参画基本計画の体系(案)について (4) 第3次うきは市男女共同参画基本計画の骨子(案)について
	10月17日	第3回審議会	○協議事項 (1) 第2次うきは市男女共同参画基本計画の成果と課題(各課ヒアリング結果) (2) 第3次うきは市男女共同参画基本計画の第1章～第3章(案)について (3) 第3次うきは市男女共同参画基本計画の重点的取組について(委員ワークショップ)
	11月20日	第4回審議会	○協議事項 (1) 第3次うきは市男女共同参画基本計画第1章～3章(案)について (2) 第3次うきは市男女共同参画計画第4章～第5章(案)について (3) 成果指標(案)について (4) 基本理念と重点的取組(案)について(委員ワークショップ結果) (5) パブリック・コメントの実施について

期 日		会議等	内 容
2025年度 (令和7年 ～ 令和8年)	12月5日 ～ 1月5日	パブリック・ コメント	パブック・コメントの実施 令和7年12月5日～令和8年1月5日
	1月26日	第5回審議会	○パブリック・コメントの結果について ○第3次うきは市男女共同参画基本計画に ついて ○答申

8 計画策定の経過(審議会委員ワークショップ)

第3回審議会では、審議委員が2つの班に分かれ、本市において男女共同参画を進めるにあたり、問題点・課題と思われる点やその背景・理由について話し合い、第3次計画での重点的な取組を検討しました。

1 班

■うきは市男女共同参画推進の問題点・課題とその背景・理由

課題① 人権意識

○人権意識のさらなる底上げ、社会リテラシーの底上げ。

【背景・理由】

○男女共同参画の根っこには、「差別(区別)」がある。この「根っこ」と向き合い続けるには、
ヒューマンライツの原則(普遍性、尊厳、不可侵性)に立ち返る粘り強い活動が必要。

課題② 役割分担意識

○伝統的性別役割分担意識の強さ。

○男性の家事・育児への参加はまだ少ない。しても一部しかしていない。

【背景・理由】

○若い人より、中年以上の意識が低い。

○男性のカスタマーハラスメントに対して女性が断りづらいことがある。

課題③ 社会参加

○区、自治協など地区の役員が輪番制などあり、人選が決まっている。

○女性が代表に出られない雰囲気があり、なりたがらない。

○女性の社会参加、意思決定の場への参画不足。

【背景・理由】

○育児については、男性の参画も増えてきたが、介護についても家族全体で行えるように。

【関連する施策】

基本目標 1 男女共同参画社会を推進する意識づくり

基本的施策 1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

基本的施策 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

基本目標 3 男女がともに参画し支え合うまちづくり

基本的施策 1 政策・方針決定過程の場への女性参画の推進

基本的施策 2 地域における男女共同参画の推進

課題④ 行政の課題

- 支援体制、人材育成の限界。
- 取組(施策・事業)の周知・情報共有のあり方。

【背景・理由】

- 行政⇒市民の「一方通行」になっていないか。市役所全体が情報発信と共有の方法を常に見直す意識を持ち、「市民参加型」の取組を推し進めていく。

【関連する施策】

- 基本目標 2 男女がともに活躍できる環境づくり
- 基本的施策 4 農業者・商工業者等への支援
- 基本目標 3 男女が共に参加し支えあうまちづくり
- 基本的施策 1 政策・方針決定過程の場への女性参画の推進

《課題検討のキーワード》

- わかりやすい情報発信。 OSNS の活用。
- 家庭では、どう共有？
- 市民にかかわってもらうためにはどうすればいいのか。



2 班

■うきは市男女共同参画推進の問題点・課題とその背景・理由

課題① 男女共同参画の広報をもっと!!

○夫も子どももイベントに行きたがっているが、男性が参加するものがほとんどないため遠慮している。自分が行くと、他のママたちと仲良くなれないだろうと思っていかにいる。(市民の方からの意見より) 男性にとっては、まだまだ参加のハードルが高い。

○何が男女共同参画の事業なのかを広く知らしめること。

【背景・理由】

○男女共同参画の記事やイベントを積極的に広めると良い。

課題② 教育について

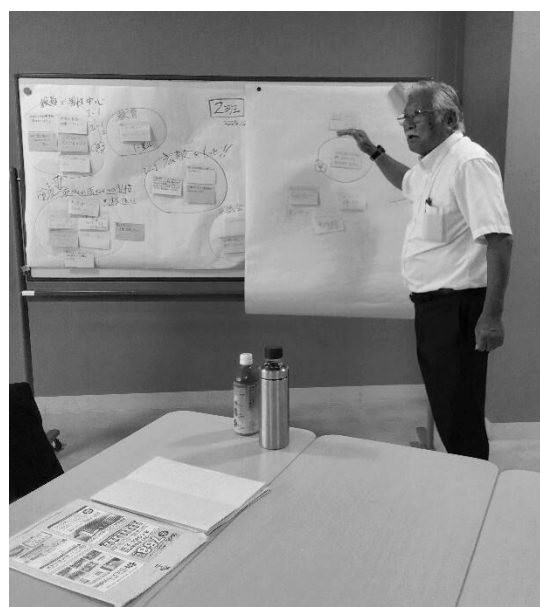
○男女共同参画について、昔の時代は学校でそういう教育もなかった。

【関連する施策】

基本目標 1 男女共同参画社会を推進する意識づくり

基本的施策 1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

基本的施策 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進



課題③ 役員が男性中心になっている

- 地域の役員構成が男性中心になっている。
- 地域の委員は順番になっている(順番で決まっている)。
- 女性が遠慮する。

【背景・理由】

- 女性の意見や能力が活かされていないと感じる。
- 以前みたいに役員を引き受ける人がいない。

課題④ 地域に昔ながらの慣習が根強い

- 男女共同参画を否定する風土。
- 住民同士が男女共同参画について、意見を交わす場が設けられているか。
- 行事の準備と後片付けを女性がする地域がある。
- 暗黙の了解のルールがある。
- あからさまに‘女性のくせに’と女性を見下している言動が見られる。

【背景・理由】

- 年代別の意識では、若い世代の方が男女共同参画の意識が高いと思う。今のままで、緩やかに意識を上げていくのであれば、会話する場を設ける。
- せめる男の人には、男女平等の理解が足りない。

課題⑤ 各種審議会

- 各審議会の委員は、ほとんどあて職となっている。

【背景・理由】

- あて職の場合も関係を考えられる。

【関連する施策】

- 基本目標 1 男女共同参画社会を推進する意識づくり
 - 基本的施策 1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進
- 基本目標 3 男女がともに参画し支え合うまちづくり
 - 基本的施策 1 政策・方針決定過程の場への女性参画の推進
 - 基本的施策 2 地域における男女共同参画の推進

9 関連法

(1)男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
平成十一年十二月二十二日同 第百六十号
令和 七年 六月二十七日同 第 八十号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本 的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、
国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められて
きたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男
女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性
別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することが
できる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を
二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付
け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形
成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であ
る。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を
明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共
団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を
総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経
済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現
することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形
成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及
び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社
会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め
ることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計
画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義
は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な
構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分

野における活動に参画する機会が確保され、もって男
女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益
を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女
間の格差を改善するため必要な範囲内において、男
女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供
することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての
尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱
いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機
会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるこ
とを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会にお
ける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等
を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中
立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の
形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、
社会における制度又は慣行が男女の社会における活動
の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとし
るよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等
な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策
又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同し
て参画する機会が確保されることを旨として、行われな
ければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族
の介護その他の家庭生活における活動について家族の
一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外
の活動を行うことができるようにすることを旨として、行わ
れなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女
共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われな
ければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画
社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」とい
う。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関す
る施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的
に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同
参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策
及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた
施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する

施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成十一年七月十六日法律第百二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

附則（令和七年六月二十七日法律第八十号）

（施行期日）

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成十三年法律第三十一号）

平成二十六年法律第二十八号

最終改正：令和七年一月三十日法律第八十四号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二号）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条—第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を

受けた者をいう。

- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防

止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当た

っては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得

る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
 - 十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。
 - 十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、又は位置情報特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他

被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近

をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内

容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときであっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
 - 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあつては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあつては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
 - 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
 - 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
 - 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
 - 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

- 第十八条** 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三條の二第五項及び第六項、第百三十三條の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けようべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けようべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示

第百三十三條の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	を始めた記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された	事項

	事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	
第二百五十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁し

なければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶	特定関係者又は特定関係

	者であった者	者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする

(3)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成二十七年法律第六十四号）
改正（令和元年六月法律第二十四号）
最終改正（令和八年二月一八日）

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生

活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 4 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間

ニ 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同

項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生

活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働

者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認

めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則

(平成二九年三月三十一日法律第一四号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)、附則第三十四条(次号に掲げる規定を除く。)、附則第三十五条(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(令和元年六月五日法律第二四号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則(令和四年三月三十一日法律第一二二号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。))、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(令和四年六月一七日法律第六八号) (抄)

(施行期日)

一 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

(4)困難な問題を抱える女性への 支援に関する法律

令和四年法律第五十二号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

- 第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
 - 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
 - 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

- 第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

- 第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。
- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
 - 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

- 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市

町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

- 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受け取ることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)

- 及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

- 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

10 用語解説

あ

◆アンコンシャス・バイアス

人が、自分でも意識せずに持っている、特定の人や集団に対する偏見や偏った考え方のこと。誤った評価や差別的な言動につながる可能性があるが、無意識であるために自覚して制御することが困難となる。

◆SDGs（エス・ディー・ジーズ：持続可能な開発目標）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2030年（令和12年）までに国連加盟国193か国が達成すべき目標として、2015年（平成27年）に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている。包括的な17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットにより構成され、「経済」「社会」「環境」の三側面を統合する取組を行うもの。目標5に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられている。

◆LGBTQ+（性的マイノリティー）

Lはレズビアン（女性同性愛者）、Gはゲイ（男性同性愛者）、Bはバイセクシュアル（両性愛者）、Tはトランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは異なる性自認をもつ人）、Qはクエスチョニング（性的指向や性自認が定まっていない、明確にしたいくない人）の頭文字を並べた言葉。自分自身を男女どちらとも認識しないX（エックス）ジェンダーや、他者に性的感情が向かないアセクシュアルなどを含め、性的少数者の総称の一つとして使われることもある。

◆エンパワーメント

文化的、社会的、政治的、経済的状况によって、本来もっている能力や個性が発揮されずにいる人に対し、周囲の環境を整えて力を引き出せるようにすること。北京会議以降、女性が、自らの意識を高め、経済的のみならず、政治的、社会的な意思決定の場で自己決定できる力を発揮することは重要であるとされ、「力を持つこと」と訳されて広がった。

か

◆家族経営協定

農業に従事する家族構成員が対等なパートナーとして経営に参画するために、経営方針や報酬、労働時間・休日、構成員の役割分担などを明記した規定。家族経営協定の締結により、女性の労働環境の整備、経営方針決定への参画が期待されている。

◆雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)

1985年(昭和60年)に制定された雇用の分野での男女の均等な機会や待遇の確保等を目的とする法律。施行後に改正が重ねられており、現在は性別による差別禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策、母性健康管理措置、ポジティブ・アクションの推進等が定められている。

サ

◆ジェンダー

社会的・文化的に形成された性のありよう。生物学的性別(セックス/sex)に対して、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」や、性別についての固定観念や偏見、「男なら・女なら～すべき」といった社会通念や慣習による規範などを意味する。

◆女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)

1979年(昭和54年)に国連で採択された条約で、女性に対するあらゆる差別の撤廃を目指しており、法律や制度だけでなく、各国の慣習、慣行までも対象に含めている。日本では、1980年(昭和55年)に署名を行い、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科男女共修の検討などの条件整備を行った後、1985年(昭和60年)に批准した。

◆セクシュアル・ハラスメント

主に、職場で行われる性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって、就業環境を著しく悪化させること。

た

◆男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保された社会をいう。男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに、男女がともに責任を担うとされている。

◆ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある(または過去にあった)者からの身体的、精神的、経済的、性的暴力を示す。相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を一方的に押しつけたりする「力と支配の関係」が根底にある。

は

◆パワー・ハラスメント

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいう。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもある。

◆福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例

(福岡県性暴力根絶条例)

2019年(平成31年)に成立した条例で、性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援することを目的とする。性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めている。

◆「北京宣言」及び「行動綱領」

1995年(平成7年)到北京で開催された第4回世界女性会議で採択されたもので、「北京宣言」では、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要な措置をとり、ジェンダー平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対する障害を除去することなどを宣言している。また、「行動綱領」は21世紀に向けての各国政府の女性政策の指針を示しており、12の重大問題領域について戦略目標ととるべき行動が示されている。

や

◆UN Women (ユーエヌ ウィメン)

ジェンダー平等と女性の地位向上の促進に取り組む国連の専門機関。国連女性開発基金(UNIFEM)、国連女性地位向上部(DAW)、国際婦人調査訓練研究所(INSTRAW)、国連ジェンダー問題特別顧問事務所(OSAGI)の4つの国連機関を統合し設立された。正式名称は「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women)」。

ら

◆ライフステージ

人生の時期的な区分のことで、一般には幼年期・児童期・思春期・青年期・壮年期・老年期などに分けられる。また、家庭においては、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる場合もある。

◆リプロダクティブ・ヘルス&ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」のこと。「人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むか等を決める自由をもつことを意味する。性と生殖にまつわる自己決定権と、性と生殖にまつわる医療ケアを受ける権利を核としている。1995年（平成7年）の第4回世界女性会議において、女性の基本的人権であると位置づけられた。

わ

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事と生活の調和。仕事と家庭生活や地域活動、趣味などの私生活を調和させる考え方や取組のこと。仕事と生活の双方が充実するよう、それぞれのライフスタイルやライフステージに合わせて働き方を柔軟に選べるよう、働き方を見直すことを含む。2007年（平成19年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

第3次うきは市男女共同参画基本計画

令和8年3月発行

編集・発行 うきは市 男女共同参画推進室
〒839-1393

福岡県うきは市吉井町新治 316 番地
TEL:0943-75-3111(代表) FAX:0943-75-3114



第3次うきは市男女共同参画基本計画

令和8年3月

福岡県うきは市